

委員会録

- 名 称 決算特別委員会（2日目）
- 日 時 令和2年9月16日午前9時30分から至午後4時19分
- 場 所 和束町議会議場
- 出席委員 委員長 岡田 泰正 副委員長 村山 一彦
委員 7名 欠席 1名
- 説明出席者 町長 副町長 管理職員
- 議長等 議長 小西 啓 副議長 岡田 勇
議会事務局 局長 島川 昌代 書記 今西 靖

令和 2 年度和束町決算特別委員会

○委員長（岡田泰正君）

皆さん、おはようございます。

昨日 15 日に引き続き、決算特別委員会を再開いたします。

岡田勇委員から欠席の届けが出ております。

一つお願いしておきたいのですけれども、本委員会は令和元年度の決算特別委員会という本当に限られた時間の中で審議していただくことになっておりますので、なるべく質問は簡単明瞭に、ポイントを押さえていただきながら質問していただくようお願いしたいと思います。そして元年度の事業の審査に関する点を中心によりよく質疑のほうもお願いしておきたいと思います。

また、昨日同様に質問される委員は、最初に何ページのどの部分かを明確にし、質問していただきたいのと、もう 1 点お願いしておきたいのは、発言されるときにはなるべくマイクに近づけていただいて発言していただくようお願いしておきたいと思っています。

それでは、質疑を続けます。

細井課長。

○税住民課長（細井隆則君）

おはようございます。昨日、岡本委員からの平成 31 年度、令和元年度の減免の実績についてご質問いただきました。それにつきまして、昨日はちょっと答弁できなかったこと、申し訳ございません。改めておわび申し上げます。

改めて答弁させていただきます。平成 31 年度、令和元年度の減免実績ということで、まず町税のほうにおきましては、町税の減免規則に基づきまして減免を実施しております。

固定資産税におきましては 28 件、72 万 900 円、軽自動車税におきまして 74

件、63万9,900円の減免を実施しております。また国民健康保険税におきましては、国民健康保険税の減免要綱によりまして減免しております、そちらにつきましては3件、17万3,800円の減免ということでございます。

以上です。よろしく申し上げます。

○委員長（岡田泰正君）

小西委員。

○10番（小西 啓君）

昨日の質問の中で不納欠損について、総務課長と税住民課長、福祉課長といたしますが、総務課長は関係ないので税住民課長、そして福祉課長、不納欠損の概要を詳しく教えてください。

○委員長（岡田泰正君）

それでは税住課長。

○税住民課長（細井隆則君）

では税住民課の関係の不納欠損のご報告をさせていただきます。

不納欠損の理由として、まず消滅時効がございます。地方税法第18条に基づくもので、地方税の徴収権につきましては、原則として法定納期限の翌日から起算して5年間行使しなければ時効によって消滅するとされております。

ただし時効の中断がなされた場合は徴収権が継続して、その中断からさらに5年間徴収権を行使できるということになっております。

それでまず住民税の時効消滅ですけれども、6件、20万円でございます。6件といたしますと期別の数ということでご理解いただきたいと思います。

それからもう一つ、不納欠損の理由として、執行停止後3年経過というのがございます。こちらにつきましては地方税法第15条の7、第4項に基づくものでございます。

滞納処分する財産がないときや、滞納処分をすることで生活が著しく困難になると

き、また滞納者が所在不明の場合は滞納処分の停止をすることができるとされておりました、この停止が3年間継続したときは納入義務が消滅するとされております。これにつきまして、住民税では10件、21万1,220円でございます。

同様に固定資産税では時効消滅が16件、6万1,900円、執行停止後3年経過につきましては34件、10万3,800円でございます。また不納欠損の理由としてもう1点、執行停止後、即欠損、これにつきましては地方税法第15条の7、第5項に基づくものでございます。

滞納処分の執行を停止した場合に徴収金を徴収できないことが明らかなきとき、地方団体の長がその徴収金の納入義務を直ちに消滅させることができるとされておりました、例えば本人死亡で相続人もいない場合ということが想定されます。

固定資産税につきましてはその事例がございまして、26件、31万600円でございます。

続きまして、軽自動車税でございます。時効消滅につきましては12件、5万8,000円、執行停止後3年経過につきましては15件、7万2,900円、執行停止後、長がすぐにとというのはございません。

それと最後に国民健康保険税でございます。時効消滅が78件、62万6,121円、執行停止後3年経過につきましては232件、264万4,921円でございます。

それら全ての合計をちなみに申し上げますと、時効消滅が112件、94万6,021円、執行停止後3年経過につきましては291件、303万2,841円、執行停止後、長がすぐに消滅は、先ほどの固定資産税と同じでございますが、26件、31万600円、全て合わせまして429件の428万9,462円でございます。

なお、最初に申し上げました住民税につきましては、ちょっと集計の関係で府民税の分も入っておりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

税住民課からは以上です。

○委員長（岡田泰正君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

それでは、小西委員の不納欠損に係る質問に対してお答えいたします。

まず当該年度におきます不納欠損額につきましては、63万4,465円ということで、これにつきましては15名の方が該当いたします。うち2名の方は既に死亡されておりまして、この2名の方につきましてはご親族さん等を探してお話等をさせていただきましたが、1名の方につきましてはご親族、そういう方に当たる方がちょっと見当たらなかったと。それでその方につきましても和東町にも在住されず、住所地特例という制度で他の市町の施設に入っておられるということでした。

もう1名の方につきましては、ご家族さんはおられたのですが、ご相談に何回か足を運ばせていただいたんですけども、なかなかご理解いただけずということで徴収できませんでして、不納欠損という形を取らせていただきました。

またこの13名の方につきましては、随時訪問等をさせていただきまして、当然、電話、催告書等も出させていただいてたんですが、個別に事情等をお聞きさせていただきまして、分納等の提案もさせていただき、いろいろと払いやすいような方法をご提示させていただきながら相談させていただいておったんですけども、なかなかやはり収入が少ない、生活が苦しいというお声も頂いておりまして、分納されておられた方もいらっしゃるんですが、最終的には法的時効がやってきてしまったということでございます。

またこの13名のうちなんですが、1名の方につきましては住所が和東町にはあるんですが、実際にはそこに家はなく、もう相当前から本人の確認が全然できておりません。

またもう1名の方につきましては、和東町に住所を置かれてはおるんですが、大阪府のほうに転出されておりまして、そちらのほうで何とかというようなのをしとった

んですけど、住所を本人は移さないと、和東町に置いたままにいるということで、それで介護保険料のほうの話もさせていただいたんですが、全然納付の意思もないということで、時効が成立してしまったわけでございます。これによりまして、今年度15名の方、63万4,465円の不納欠損に至ったということでございます。

以上です。

○委員長（岡田泰正君）

小西委員。

○10番（小西 啓君）

税住民課長、5年間とか3年間とか言っておられましたが、5年間、3年間がたつ前に、やはり努力されているんでしょう。それとも税機構にもぽんとぶん投げてしまったら、税機構がやってくれなかったら、それでもう終わりだという考え方をしているんですか。その辺はどうですか。

○委員長（岡田泰正君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

滞納税の徴収につきましては、広域連合である地方税機構の業務となっております。ですのでその間の、例えば納税義務者との交渉なり納付計画を立てたりということは、全て税機構の業務となっております。構成団体の手から離れている状態でございますので、イニシアチブといいますか、それにつきましては税機構ということになるんですけれども、ただ市町村として構成団体として、税機構との連携というのは常に図っております。窓口に来られた際なり、電話での相談なりで対応というかお話はさせてもらって、内容によっては税機構につないでいく。主導権は税機構のほうにございますので、つないでいくという形は従前から取らせていただいております。

○委員長（岡田泰正君）

小西委員。

○10番（小西 啓君）

町長、構成団体の長として、税機構でどのような滞納の関係で話をされるんですか。

○委員長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

税機構の設立趣旨といたしますのは、やはり税機構に移ることによって、そしてそのことによってより、質問がありますように効果が上がるということの目的のために設立されているわけでありまして。

今言われますように、税機構は機械的に、法律的ではなしに、今課長も答弁いたしましたように、住民にやっぱり寄り添った、機会があるごとに進めていくのは当然のことです。そういう意味におきましては、こういった税の、この税行政ですが、これがスムーズに行く。そして住民の福祉増進につながっていくために、そうして幸せにつながっていくと、そういうために機構があり、そういうために制度があるわけです。そういう意味の趣旨を徹底できるように各市町村が連携して取り組んでいく、こういうことであろうかと思っております。

もう一つは、住民のこの税金というのは、やはりこれも大きな法律上での問題もありますし、条例規則に基づいております。その辺は先ほどと重なりますが、機械的に対処するのではなしに、やっぱりその条例、規則を生かした施行というのが大事だと思っております。

そういう意味では法律を生かすという条例を生かした対応、それが先ほど機械的に税機構へ行くのじゃなしに各単位構成市町村と十分連携を取りながら、やっぱりそういう税の趣旨ですが、そうして納めていただくことも大事です。また条例で決められているように不納欠損、これは悪いことじゃないです。欠損を打つ場合にはこういう

決算上のスムーズな運営のためにもこういう措置が法律で求められていますから、安易に取るのじゃなしに、それは取れるべきものは取っていくと、こういうことであろうと思いますので、横の関係を、連携を密にしながら、うちだけでこうじゃなしに、やっぱりその辺の方法とか知識も深めながらやっていくということで、税機構という大いなる役割があろうかと思っております。

以上です。

○委員長（岡田泰正君）

小西委員。

○10番（小西 啓君）

町長、町長も法学部を出てるんですから、憲法は分かっておられますよね。憲法の30条はご存じですよ。納税の義務を課すと、負うということです国民は。

ですから取れない方、払えない方、本当に困っている方には、やはりいろんな行政がやるべきこと、助けることがあるでしょう。そこに導いていくということをしなないと駄目なんです。それと悪質な滞納者には必ずこのことをよく分かっていただいて、指導するのが当たり前でしょう。ここにいる者は全部、どうしてお金をもらっているのですか、安定した収入を得ているのですか。国民の税金からもらっているんじゃないですか、町民の税金からもらっているんじゃないですか。不公平なことをしたら駄目でしょう、その辺のことをどう思っていますか。

○委員長（岡田泰正君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

憲法は公法であります。そしてその辺の公法に基づいて、それぞれ行政法なり私法などがあるわけ。私のほうです、あるわけです民法とか。だから公法が憲法ですから、これに基づく行政法ができてくる。

当然、上位法に基づいて条例、規則が市町村で制定されております。この公法に違反するものは、条例、規則で設けても違反、無効です。だからそういう意味において、今有効に行使されているということは憲法にかなっておる。当然、公法、公の法に基づいた法律なり条例、規則の設立趣旨に基づいて執行しているわけですから、当然これは無効にはなっておりませんので、当然これはそれに基づいておるということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（岡田泰正君）

小西委員、ちょっとマイクに近づけて発言してください。

○10番（小西 啓君）

不公平感を住民の方、町民の方に与えたら駄目ということをよく分かっていただいて、やはり納税の義務を果たしていただかないと駄目なんです。そしていろんなところに、もし本当に払えない方がいらっしゃるのでしたら、そこにいろんな行政が導かないと駄目な道があるんですから、そちらのほうに導いていくというのが本当だと思います。

納税がなければこれはやっていけないのですから、その辺のことをよくご理解いただきたいと思いますので、町長が一番トップですから、そのことをよく考えてやっていただきたいと思います。

そして税住民課長、固定資産税が不納欠損にしている。固定資産税というのは土地とか家でしょう。それだったら相続者がいるでしょう、その方が亡くなられたら。それがどうして不納欠損にするんですか。その土地はもう和東町に寄附されたんですか、国に返されたんですか。

○委員長（岡田泰正君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

固定資産税につきましては、当然相続人はいらっしゃるんですが、いらっしゃる場合もありますし、相続人となる方がおられても、全員、当然、和東町のほうで相続人の調査をさせていただきます。

戸籍謄本なり住民票を取り寄せて相続人を確定して、まず相続放棄をしていないかどうか、各地の家庭裁判所に照会をさせていただいて相続人を確定していきますが、その過程の中で相続人となる方、配偶者なり子供、兄弟姉妹まで、存命であれば親までいったりしますけれども、兄弟姉妹まで相続権があるんですけれども、全員が相続放棄されている場合もございます。その際は言わば税金を請求する先がないということになってしまいますので、そういった場合は不納欠損をせざるを得ないということでございます。

以上です。

○委員長（岡田泰正君）

小西委員。

○10番（小西 啓君）

必ず、財産放棄されていなかったら誰かいらっしゃるはずですよ。そうじゃなかったら国とか地方自治体に寄附されるとか、そういうことになったらそういうように消滅しているかも分かりませんが、必ず最後まで探し求めて、それで納めていただくようにしないと、固定資産税がうちの税収入で一番多いのじゃないですか。8割ぐらいになるんじゃないですか、7割か。それがなくなったら、どうして一般財源ができるんですか。税収で3億9,000万か7,000万ぐらいでしょう。その中で固定資産税の比率は物すごく大きいでしょう。やはりしっかり納めていただかないと駄目です。まあそれでいいから、そういうことだからしっかりやってください。

その次に福祉課長、国保で滞納されて、そしてそれを不納欠損して、それでもその方が病院に行かれたときには保険証を渡しているのでしょうか。

ああ、税住か、そうでしょう。それはどう思われますか。

○委員長（岡田泰正君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

当然、滞納ということで、一定の条件があるんですけども、短期証の交付要綱をつくりまして、それに該当する場合につきましては短期証を発行しております。

通常、国民健康保険の保険証の有効期間は、今年はちょうど更新の年だったんですけども、令和2年4月1日から2年後、4年3月31日までとなっておりますが、要綱によりまして3か月、あるいは6か月等の、また12か月の短期保険証を発行しております。

それで当然、3か月、大体は今まで6か月を発行しておるんですが、6か月たった時点で保険証の有効期限が切れておりますので、更新の際とかに来ていただいて、納付の相談をさせていただいているというところでございます。

○委員長（岡田泰正君）

小西委員、最終質問になります。最終の質問にしてください。

○10番（小西 啓君）

いえ、まだ5回目です。

○委員長（岡田泰正君）

今7回目になります。

○10番（小西 啓君）

7回目になってますか。

○委員長（岡田泰正君）

はい。

○10番（小西 啓君）

そうですか、そうしたら1回休みましょうか。

○委員長（岡田泰正君）

いやいやどうぞ、最後までやってください。

○10番（小西 啓君）

1回休みますから。次またすぐに行きます。

○委員長（岡田泰正君）

今休むとおっしゃいましたか、分かりました。

岡本委員、どうぞ。

○8番（岡本正意君）

先ほど来、いわゆる滞納の問題等で議論を進めておりますけれども、もちろん納税の義務というのは憲法で示されているというのは当然ですけれども、それは全体としてやはりちゃんと無理なく払える税額であるということがやはり前提になると思えますし、ある意味その生活力を超えるような税負担をある意味吹っかけておいて、払えないから不公平だというのは、ある意味その本当の意味で、払える能力のある方々がちゃんと払っておられないというのが、今の日本でも世界でも横行しているということ矮小化する問題でもありますので、これはこれで議論をしないとあかんことですが、そういう意味で短絡的な議論というのは、やはり私自身は慎むべきだと、感想として述べておきたいと思いますが、さっきのちょっと確認なんですけれども、先ほど町長の答弁で税機構についての話がありましたけれども、税機構にいわゆる機械的に移管してないような話をされていましたが、これは税住民課長にちょっとお聞きしたいんですけど、これは機械的に移管しないというケースはあるんですか。

○委員長（岡田泰正君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

お答えいたします。

いろんな移管というか滞納の段階で、基本的には移管するということにはなってお

りますが、その滞納といえますか納められない事情によりまして、そういうようなことがないとは言い切れないということで、どのような事情というのは個々の事情によって、こういう場合はというのは、なかなか言えないところではありますけれども、その辺は柔軟といえますか臨機応変な対応ということになります。

○委員長（岡田泰正君）

岡本委員。

○8番（岡本正意君）

今のはちょっとよく分からない答弁をされています。ないならない、あるならあるということだと思えます。

では今までそういわれたような、何かその事情があって移管しなかったケースというのは今まであるんですか。

○委員長（岡田泰正君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

移管しなかったというか、一旦移管した後に、移管を取り下げるということはございます。

○委員長（岡田泰正君）

岡本委員。

○8番（岡本正意君）

要は、それは取り下げただけの話であって、移管してるんです。町長、だからいいか悪いかということではなくて、正しく議論しないといかんと思えます。何かそういうケースがあるかのような話で、連携されているという話と、実際にそれが移管しているかどうかというのは、また別の話ですから。やはり実際は移管しているんです、どんな事情があったにしろ。

それで一旦移管されたら、先ほど来、言われているように業務の責任が向こうに移りますから。それで向こうでは、昨日も言いましたけれども、要は直接連絡を取られません、実際に。ですから、そういうやはり丁寧な対応ができてないんです、税機構のほうに行ってしまったら。ある意味、機械的に移管して、機械的に処理されているんです。それは税機構に行かれているから分かると思いますけど。

やはりそういった実態であるということをちゃんと前提に議論していただきたいというように思います。

それではすみません、14ページの一般会計です。

住宅の使用料をちょっと確認したいんですけれども、これは意見書にも、住宅使用料の現年分の収入済額は869万9,000円、前年度比較で43万1,000円増加で、徴収率89.5%となっておりますし、過年度分についても前年度比較で20万5,000円増加し、徴収率は4.5%とされております。

ちょっと確認したいのですけれども、この決算書を見ても結局、要は現年度の基礎数というか基礎額というのが明記されていないのでちょっとよく分からない。そもそも89.5%の収入額で、869万9,219円となっておりますけれども、そもそも現年分の、本来頂くべき使用料の総額というのが幾らなのか、いわゆる基礎数が幾らなのかです。

それから滞納分についても4.5%で71万2,000円となっておりますけれども、それで結局、もともとの滞納分としてスタートした額ですが、それはそれぞれ幾らなのか、ちょっと説明いただけますか。

○委員長（岡田泰正君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

元年の当初の予定では1,206万7,200円です。それから減免が入りまして、251万6,000円を400円落とすということになります。

それで住宅につきましては、前年度に住宅使用料の決定をするために調査を行っております。それとまた出入りもありますので、それは前後していくと考えています。ということでご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（岡田泰正君）

岡本委員。

○8番（岡本正意君）

ちょっとよく分からないんですけども、それで要はこの意見書の率というものが、徴収率が89.5、過年度分で4.5というのが事実であるならば、ほかの使用料であるとか税との関係でいいますと、この徴収率というのは突出して低いです。それで若干改善したという評価になっておりますけれども、全体としては大変低いというように言わざるを得ませんし、過去の決算等を見直してみても、まだましになっているほうなんですけど、以前はもっとひどいというか、6割ぐらいとかいうときもありましたから、そういう状況があるということなんですけれども。これ自身、担当課としてこのような状況になっている原因ですが、要は1割以上を残していると、決算の段階で。それで滞納分についても5%ぐらいしか返ってこないとか入ってこないという現状については、原因はどこになるのかと。

それであとはやっぱり先ほど来、出ていますように、どういう理由なのか、滞納するのかと、あると思うんです。それで昨日ちょっと、要は規定に基づいて退去していただいたというような話もありましたけど、そもそもいわゆるここにもあるような、では悪質な滞納の方が、じゃあ何件おられるのか。悪質と思われているような、行政が、というのは何件もあるのか。その辺の現状はどうですか。

○委員長（岡田泰正君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えいたします。

その辺の状況についてはつかんでおりました、まず現年につきましては、昨年度は1名を除きほぼ100%現年度分は頂いております。これだけでいうと99%近い収入はあるんですけれども、1名が何の手續もせずに、ずっと1年間滞納を続けたという方がおられました。それでこれについては過去3年、そのような状況が続いておりましたので、昨年度当初から退去の話を持ち出しまして、8月に一応その方の退去の確認を取り、そこから次の住居等を全部探していただいて退去していただいたと。

それでこの方が1人で100万円強の滞納をされておったということで、パーセンテージが87%に落ちているのはそこが原因です。

それで合わせて過去の滞納がありまして、その滞納については随時本人、もしくは相続人のほうから今も分納でお支払いいただいているということで、先ほど過去の滞納分が延びているというのは、そちらの部分を努力してもらっているということでございます。

○委員長（岡田泰正君）

岡本委員。

○8番（岡本正意君）

ちょっとよく分からないんですけど、最後はこの全体の徴収率は89.5%と書いてあります。だけど今言われたのは、現年分については全員払ってもらったと、1名を除いてと、99%だと。それで徴収率は89.5%だと。その1人で1割を超えるような現年分があるということですか。その全体の現年分ですよ。それだけ家賃が高いということですか、その1人の方だけで。いわゆる1年分だけで、ということなんですか。それはどういう家賃設定になっているのかということがよく分からないんですけれども。

それはちなみにその方の、1割以上を超える現年分というのは、年間でどれぐらいなんですか。

○委員長（岡田泰正君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えいたします。

公営住宅でございますので、収入に合わせて家賃設定をなされます。今回、今対象となった方につきましては、単身、一定の所得がある方でございますので、月当たり約10万円弱の家賃になると。控除するものはないということになりますので、10万円近い家賃になるということになります。その方が1年間滞納されると100万を超える滞納が発生するということになります。

○委員長（岡田泰正君）

岡本委員。

○8番（岡本正意君）

そうです、それは大体そういった場合というのは、大体もっと以前から、いわゆるそれだけの一定、家賃がかかるだけの経済力があるという場合は、例えばほかで家を確保していただくとかいうことに本来はなるのかもしれませんが、なるほど、そういうことなんですか。

大変それは、公営住宅で10万円というのが、大変それがどうなのかという面もありますけれども、分かりました。

それでただ全体としては、やはりまだその方だけで、あと残りの分がほとんど滞納分ということですか。今残っている滞納額がですが、その方だけで全部を占めているということではないのでしょうか。

○委員長（岡田泰正君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

昨年につきましては、今の1名の方のことについてはプライバシーもありますので

あまり細かいことは説明できませんけれども、実はこの方については5年ほど前からその話がありまして、1回弁護士さんとも相談した上で納入の話もさせていただいたということも現実にございます。

それから数年たって、また滞納が始まりましたので、その弁護士さんとの話の中でも、役所も履行できなかつたということもありまして、2年間話を続けたんですけども話がつかなかつたということで、実際にこの方の滞納を処理の形で、退去という命令を出しました。

実際にこの方だけで500万ありますので、その金額を上乗せしていきますと、今のような現状になるということです。

○委員長（岡田泰正君）

岡本委員。

○8番（岡本正意君）

そういうことは、一定住宅の問題で、ちょっとその辺がよく見えない部分があつたんですけども、そういうことであるということは、いわゆる悪質な方というのは、ほとんどおられないということであるというように思いますので、そこはそう確認しておきたいと思います。結構ですもう。

それであともう1点、61ページの生活更正資金の関係なんですけれども、令和元年度中のいわゆる納入額が11万5,000円になっていますけれども、これは全体の本来償還すべき額の1.68%ということなんですけれども、これは毎年大体これぐらいの額が納入されているということなんですけど、これはあと残りですが、この徴収でいくと六、七十年がかかると思うんです、こういうペースでそれを払い続けるとなれば。

ただそうなると、もうその対象になる方が、既に今もおられない方もいるかもしれないですけども、おられなくなっていくということになっていくと思うんですけども、これはその制度が終わってからかなりたつと思うんですけども、どう処理と

どうか、扱おうという方針を持っておられるのか、延々とこういう形で、毎年10万ぐらいを入れて、六、七十年をかけてゼロにしようというような計画なのか。その辺はいかがですか。

○委員長（岡田泰正君）

人権啓発課長。

○人権啓発課長（原田敏明君）

質問にお答えさせていただきます。

現在納入されている方は、滞納未償還金が22件ということで、671万9,879円ということになってまして、昨年度に入金されている方は11万5,000円ということになっているんですけれども、住民の方につきましてはその滞納の方のうち、分割回収していただいております、6件、そのうち3件は不定期による収納というところになってございます。

そして昭和47年の創設制度であります。48年、また法が切れまして13年度末に事業が終わったんですけれども、それから18年が経過しているわけではございますが、その滞納債権のうち約16件につきましては、もう既に時効が成立しているというような状況になっております。

それで先ほどから出ていますように、町が保有している債権につきましては、公平性の観点から全て回収することが望ましいというところがございますが、この債権につきましては私債権ということになっていきますので、町税とかの上位法、法律によって不納欠損できるという債権ではございませんので、そこら辺が、まずはこの貸付制度は連帯保証人というのを必ずつけていただくということになってございますので、借入人と連帯保証人ということで請求するということになっておるんですけれども、先ほど申し上げましたように、もう48年、この制度は設立から経過していますので、もう既に亡くなっておられる方が借受人、保証人とも亡くなっている方が15件あるというところなんです。

そしてあとその相続人の方に債権の支払いのお願いをするわけでございますけれども、一応、住民票とか戸籍によりまして現在調査中というところでございます。そのうちの3件につきましては本町に本籍地がなく、相続の方ももう既に転出されておりますので全く所在が不明というところで、住所地調査が極めて困難になるというのが3件ございます。

ですので一応、相続人を今確定させて、第3順位まで確定させていただいて、またその方に通知させていただいて、これから随時調査を進めていくというところにはなるんですけども、もう既に先ほど申し上げましたように時効が成立しておりますので、その意思決定につきましては相続人の方から頂くということになっていまして、時効の延長とか、そういう制度を活用させていただいて、今後は滞納のほうを整理させていただくと順次進めているところでございます。

以上です。

○委員長（岡田泰正君）

岡本委員。最後にしてください。

○8番（岡本正意君）

はい。いわゆる貸付金ですね、これは。それでももちろん先ほど来、言ってますように、いろんな事情で借りられたでしょうし、それでいろんな税金も含めていろんな生活の状況の中で返済が困難になるということはあることです。

だけでもこれに関して言いますと、あるいは50年近く制度があって、それで実際にこの法的なあれがなくなって、もう条例上の根拠もなくなっていると。そうなるからでも、もう十数年がたつわけです。それでもまだ700万近くが残っていると。それでしかも先ほど来、あるように、もう既に時効になっている分が多くなってきていると。それで実際におられない方も多くなっていると。これ自身は状況としては大変異常だと思うんです。

それで大事なものは、ちゃんとそれはそれで返せるのだったら返していただきたいと

いうことはそうなんですけれども、なぜこうなったのかということ行政としては、行政が貸しているわけでしょう、これは制度として。それでこれは実際は、いわゆる同和対策として行われてきた制度です。そういう意味で、やはりこのような状況に至っているという、なぜそうなったのかと。

はっきり言わせてもらったら、もちろん借りた側の責任もありますけれども、行政としてずさんな貸し方をしてなかったかということなんです。後々のいろんな返済のことも度外視して、まあ何とかなるやろうみたいな形で、要は行政としてその当時の貸付業務として、適切にそういった本人の今後の返済計画も含めてちゃんと指導ができて、それでそういうめどがあって貸していたのかということが、どうちゃんと行政として総括されているのかということだと思っんです。

ちょっとこれは町長に聞いておきますけれども、これは正直言ってこれは実際に義務として適切だったと言えるんですか、その貸付業務が歴史的に。大変、ある意味その当時の社会状況もあるとは思いますが、やはりそういう意味である意味ずさんな、安易な貸付業務だったんじゃないかと私は言わざるを得ないと思っんです、結果的に。そこは町長の責任としてどう思われてますか。

○委員長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

今、和東町で設置している行政の、今の制度、条例、そのものは42年に発足したわけです。これは普通の金融機関でつくった制度ではありません。和東町の行政として、行政目的を持って設置いたしました。これは当時もこの経済成長がずっと来ておりますけれども、非常に生活に困っておられる。困るというより、もう生活そのものが大変で、日常生活になかなか行かない。そういうところの行政として、そのまま放置していいのかどうかと。こういうところから、そこはやっぱりそうじゃないでと、

やっぱり社会生活、みんなが生活できるようにというところで設置しているわけですから、そういう設立趣旨を持っております。

当然、そういう意味では住民に寄り添った制度だと理解しておりますし、今は経済状況がよくなってきたというところもあります。そういう意味ではないですけども、設立趣旨というのは住民の皆さんの幸せを願って、そういうことの目的を持っていたということでご理解いただきたいというように思います。

それとちょっとこの機会ですから、先ほどちょっと誤解を与えている点がありますので、ちょっとここにも係るところがありますので、ご理解いただきたいという、ちょっと先ほど町長が機械的にやってきたと、それは機械的ではありませんやないかと、こういうことで次の課長に質問されました。

私がいっておりますのは、それぞれ行政の行政法があって、そしてそれを継ぐ条例規則があります。普通なら、これは法律的に専門的な、法律そのものは実定法学的と解釈法学的があります。だから実定法的にとは、1センチも違わない、条例規則で決められているから、このようにやりますと、この辺の解釈と、経済状況に合った、その人に寄り添った中での解釈法学も入れながらやっていく。だから機械的にはしないと。私は条例規則は住民に寄り添ってやっていくことが大事だと、こういうことを申し上げました。

そしてその根源にあるところは、法の下に平等ですので、そこと照らし合わせてやっていかなきゃならないと。法の下に平等じゃなく不平等で、その人だけでもうきつく言ってこられるから、もう返還を求めないと。こうやって正直な人だけ、正直というちょっと語弊がありますがけれども、これは返還を求めますとか、そうじゃない、全てが法の下に平等に努めております。

そのときに私が機械的と言ったのは、その人に寄り添って、やっぱりやっていくべきだと。そうやっていろいろ条例規則をフルに生かして、その住民の皆さんの幸せになるというのが大事だと思います。

そこへ焦点、これは岡本委員も言っておられるところだと思います。そこへ焦点を当ててやっていくということなので、非常に全て、その行政、機械的にはやってないということを申し上げました。

先ほどの不納欠損にしてもそうです。不納欠損をしないと、決算だから、前から遡って決算では精巧な、正規な決算がなかなか打ってない。決算を正規に打てるように不納欠損という制度ができています。そうやって今の生活更正資金にも、その延納、不納欠損のそうした決算状況を保つためにも、決算の不納欠損の援用を規定しておくわけです。それに基づいてやっております。

さらにそれに基づいて実際にきちんとやっていかなければ、まだこれもたくさん残っておればその数字を見て、援用して、不納欠損できるものは早いこと不納欠損して、健全な決算を打つべきだと私も思います。

昨日頂きましたアグリビジネスもそうです。機械的に残しておくじゃなしに落とすべきものは落として、そして決算状況をきちんと。そのときにやっぱり条例規則にきちんと照らし合わせて、きちんと丁寧にやらなきゃならない。

基本はやっぱり機械的じゃなしに住民に寄り添った解釈をしていく、住民に寄り添った条例適用をしていく。これに努めるのは我々の責務だと思っておりますので、ちょっと先ほどのところと重なって申し訳ないのですが、答弁とさせていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（岡田泰正君）

井上委員。

○6番（井上武津男君）

それでは、私のほうから1点質問させていただきたいと思います。

今回の決算では、例年に比べると予算額に対して不用額が多いような気がいたしますけれども、その点についてお聞きしたいと思います。

まず基礎的なことですが、補助金は全て一般会計からの拠出分か、国や府からの拠出分か、また合算されたものか、その点についてまずお聞きしたいと思います。

○委員長（岡田泰正君）

内訳を井上委員、どこへ振っていいのか、今では全般的で分かりにくいので、もうちょっと具体的に、どういう形の中でおっしゃっているのか、もう一度質問いただけますか。

○6番（井上武津男君）

全ての歳出の部分についてのことで、今回は前年に比べて予算額に対して不用額が多いような気がしますということでお尋ねしています。

○委員長（岡田泰正君）

行財政担当課長さん、答弁いただけますか。

○総務課行財政担当課長（藤原秀太君）

それぞれの事業の不用額につきましては、それぞれの所管からお答えすべきものだと思いますけど、井上議員のご質問の補助金の関係につきましては、それぞれ国の補助金、府の補助金がございます。当然、それにつきましてはそれぞれの制度の要綱等がございますして、例えば町の負担なしに国なり府から10分の10来た分をそのまま事業に執行する分もあれば、地方の負担、町の負担ですが2分の1とか3分の1とか、そういう割合のある補助金も当然ございます。

それはそれぞれの事業によって制度が異なりますので一概には申し上げられませんが、その中で必要な事業を執行し、また事業の見込みで減額が見込まれるものにつきましては、当然補正予算で国の補助金、マイナスにして歳出予算もマイナスにしてという形の対応を本来はすべきものだと思います。

それで不用額の多いものの中には繰越しの事業等もございまして、これにつきましては、もう補正のタイミングがないという場合もございまして、一概に不用額が多いとはなかなか申し上げられないのかもしれませんが、必要な事業を要求させ

ていただき、不要な部分につきましては減額補正なりをさせていただき、専決で落とさせていただくというのが姿かなと思っております。ちょっと一般的なお話になって申し訳ございませんが、答弁とさせていただきます。

○委員長（岡田泰正君）

井上委員。

○6番（井上武津男君）

不用額はどうされているかということも今お聞きしたんですけれども、いわゆる返還されたり、次回への繰越しを見込んでいるということですね。

それとこのように、単年度予算での見込み違いがこのようになっているかと思うところがあると思うんですけれども、それは次回からの見通しというものが必要ではないでしょうかというところもお聞きしたいと思います。

○委員長（岡田泰正君）

井上委員、申し訳ないですけど、不用額は各担当課によってばらつきがございます。だからその担当課がどこであるのか焦点を絞って説明いただいたら答えやすくなると思いますので、具体的に何かのこの部分だという形で指摘いただきながら質問いただけたら非常にありがたいです。

町長、答弁を。

○町長（堀 忠雄君）

今も各課にそれぞれの内容でご質問いただいたら、適切なお答えができるなと思いますが、今は全般的な話であります。

この不用額というのは、今、藤原課長のほうからも答弁がありましたように、これは必要なことです。だから決算上で落とそうと思ったら、先ほどもありましたように専決で落としておいて、そしてこれを合わせたら一番すっきりするんです。しかしなるべくいろんな議会のご意見も聞いて、専決は安易に取るべきじゃない。そうやってこの実態、経過を残してやっぱり議論するべきだと。こういった面でちょっと専決で

あまりぱっとやり切れなかったという面が、私町長としての感じですがけれども、慎重にするようにと、専決で落とすというのは非常に慎重にする、経過を残す、これが1点です。

もう一つはやっぱり補助金の予算を取っていくときに、最近国・府とかの非常に補助率とか交付関係とか、非常に補助事業であっては焦点を絞れるんですけども、交付金事業になってきているときがあります。交付金事業でなるべく受けていって、やっぱり国・府の補助を受け入れて、積極的な事業を展開しよう。そうやって住民の皆さんに伝えていこうとしますので、その補助金というのは予算ベースにおいては、非常に大きな、まあ言えばこれで枠とっております。

だからそのときに補助金が内示して、決定して、そしてうちの財源当てもきちんと決まった時点で、補助金を補正で落とせばいいんですけども、その辺のところをこれから十分気をつけていかなければならないのかなど。

だから不用額が絶対に出ないというやり方では、不用額というのはある意味では行政がやってたら最低、多い少ないはありますけれども、不用額は避けられないかと思えます。

できることならそこは議員の皆さん方とご相談を申し上げながら、専決で不用額を迷って、きちんと落とさせてもらえるような、ご承認も頂けるなど、なかなかそういうことですがけれども、今のこの議会の中では安易に不用額を落とすんじゃなしに、専決するんじゃなしに、議会はいつでも開けるんだから、十分議会と議論してやったらいいということもありましたので、ちょっと重なりますけれども、その面については少し落とし切れなかった、落とし切れるというか、専決処分し切れなかったというものもありますので、その点をご理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（岡田泰正君）

井上委員。

○ 6 番（井上武津男君）

ありがとうございます。

今年は意外と例年に比べてこの不用額が全般的に多かったもので、この質問をさせていただきます。どうもありがとうございました。

○ 委員長（岡田泰正君）

岡本委員。1 問だけ受けます。

○ 8 番（岡本正意君）

先ほど町長の答弁を頂きましたけれども、やはり当初の同和対策としての、そのときのやはり目的はそうかもしれないけれども、では実際の貸付けの現場としてどうであったのかということは、やはりちゃんと総括して、それでやはりそこに行政としてのずさんさはなかったか、また安易さはなかったかということをやはりちゃんと担当課としても総括する中で、やむを得ないいろんな処理はあるにしても。

そうじゃないと、どんな対策にしてもやはり結局は税金ですから。それでそういった意味ではやはりちゃんとした意味で決着をつけていくということは大事だと思いますので、そこを抜きに、何か結局貸したものは返ってこないけれども、時効だから仕方がないみたいなことになったら、やはりそれはそれこそ行政としての仕事としては不公正な部分になりますので、そこはやはりそういった意味でのちゃんとした、行政としての総括もしていただきたいと、これは強く要望しておきたいと結果としては思います。

それであとは、1 問だけなので取りあえず 8 8 ページですけれども、ここにいわゆる奨学金の支出がありますけれども、いわゆる町として独自に寄附制の奨学金を取り組んでいただいているという、寄附のお金を使っていただいてやってる分だと思うんですけれども、令和元年度での奨学金の支給件数がどの程度であったのかということ、それは一応対象になる方がそれぞれもし分かれば、高校生とか大学生とか、そういった意味での種類も含めて分かればちょっと報告いただきたいのと、それとこの間、

指摘もしておりますけれども、この制度自身は大変大事な制度ですけれども、いわゆる対象の中に、いわゆる専門学生が入っていないという制度なんです。それでこの間、ホームページでも、もう一回再度の募集のほうをしていただいておりますけれども、基本的に現在もそういう状況で募集していただいているというのがあります。

ただ、その辺はやはりいろんなほかの奨学金制度の関連も含めてですが、専門学生自身も大概は対象になっておりますので、町のほうのこういった制度自身も、やはりそういった専門学生だけを外すみたいなことは、大変不自然な状況になりますので、そこはなぜそのような状況になっているのかもうちよっと、もう一度説明いただけたらと思いますし、今後しっかり対象に含めていくということも含めて、方向性をお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（岡田泰正君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

岡本委員のご質問にお答えさせていただきます。

88ページの扶助費ということで、奨学金45万6,000円支出させていただいております。内訳につきましては高校生の公立高校の方がお二人、私立高校の方が6人、大学生の私立の方が1名ということで、令和元年度は支給させていただいております。

それで奨学金制度のそもそもの始まりでございますが、以前にも岡本委員のほうにお答えさせていただいたと思うんですけれども、和東町にふるさと納税として、300万円の寄附を頂きました。それでこの方の意向で、和東でやはり高校、大学生について、なかなか生活上でいけない方については支援をしてあげてほしいという目的を持った寄附を頂きましたので、現在、それを基金に積立てをさせていただきまして、活用させていただいているところでございます。

この基金につきましても、当然300万円の基でございますので、次回は新しい、

当然、基金がなくなってくる場合は新たな施策という形で、和東町として今後どうするのかということを検討していかなければならないとされているところでございます。

その中で当然、新しい和東町の奨学金制度はどうあるべきかというところで検討を進めたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

○委員長（岡田泰正君）

会議の途中ですが、ただいまから午前10時45分まで休憩します。

休憩（午前10時30分～午前10時45分）

○委員長（岡田泰正君）

休憩前に引き続き会議を開き、質疑を続けます。

高山委員。

○2番（高山豊彦君）

それでは質問させていただきます。

先ほど来、各議員のほうから不納欠損額の問題であるとか、そういった質問も多くございました。これにつきましては214ページの国民健康保険の特別会計の中での分につきましても、327万円もの不納欠損が上がっているということになるわけですから、やはりこれまで各議員が言われていたとおり、やはり不納欠損にしないために行政としてどれだけ努力したかということが大事だろうと思えますし、やっぱり特にこの健康保険の問題ですから、やはり健康保険証をどうしたのかとか、いろんな先ほど質問がございましたけど、やはり滞納者に対する対応が、それぞれの税の関係で、滞納者に対する対応が非常に重要であろうと思えますので、これまでも滞納部分の徴収については年々上がってきているというのは評価しますが、やはりその対応を今後もやっぱり行政として努力する必要があるんだろうなと思えますから、そこらについてはちょっと意見だけ申し上げたいと思えます。

ではほかの議員から質問があるかとは思いますが、私のほうからは88ページなんですけど、88ページの一番下なんですけど、和東町文化的景観調査研究委託とし

て150万が出てますけれども、この調査結果について教えていただきたいと思いま
す。

○委員長（岡田泰正君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

お答えいたします。

文化的景観の調査につきましては、令和元年度から調査を実施させていただいてお
ります。

大体、3年間に分けて調査を実施するというので、令和3年度まで調査が続くと
いうことで、令和2年度も現在してもらっているところでございます。

それでこちらの委託料の内容でございますが、京都府立大学と京都先端科学大学、
京都大学、京都工芸繊維大学と契約を結んでおりまして、まず令和元年度の事業につ
きましては、和束町の景観の掘り起こしというか、何が景観の要素になるかというの
を洗い出させていただいております。

特に湯船地内につきましては建物調査でございましたり、また建物の中に苗代をさ
れているという昔の調査がございましたので、そういった分布がどうなっているかと
いう調査でありましたり、また原山、釜塚につきましては、茶畑の変遷ですが、昔、
明治、大正、昭和とどういった形に変遷されて、茶畑の面積が広がってきたか。また
摘採時期はいつ頃であったかという、それから機械化が始まった時期につきましてど
ういう形で、最初は手ばさみであって、それから二人刈りであったりとかいうことで、
変遷につきまして調査していただいているという状況でございます。

今なお、その調査結果はそれぞれの大学から出てきておりましたが、それをまとめ
上げるのが最終の3年目でございますので、まだ個別の部分での調査ということでご
報告はさせていただいてないような状況でございます。

以上です、よろしく願いいたします。

○委員長（岡田泰正君）

高山委員。

○2番（高山豊彦君）

調査は3年間ということで、3年後にまとめ上げていただけるということですが、その後はどのような流れになるのか教えていただけますか。

○委員長（岡田泰正君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

お答えさせていただきます。

まずこの文化的景観調査につきましては、調査終了後に国の保存に向けて計画を策定させていただきます。文化的景観の保存計画の策定をさせていただきます。3年目を予定しております。

それからまた景観づくり条例をつくりまして、景観法、文化財保護法に基づく条例でございまして、文化的景観の保存のための条例の制定ということで進めさせていただき、またその地域を指定させていただくということで、所有者の同意、まだ重要文化的景観の申請をしていただいて、文化財保護法によってその地域を守っていくという形で、現在町条例の中で第一種、第二種の指定ということで、条例で単独事業で進めておりますが、その景観を国からの文化財保護法に基づきまして指定を受けていくというものでございます。

今後また調査が完成次第に計画をつくり条例を制定し、住民の皆様のご協力を頂きながら、国としての補助金を頂いて景観を保全していくという流れでございまして。よろしく申し上げます。

○委員長（岡田泰正君）

高山委員。

○2番（高山豊彦君）

文化財保護法ということで、国からの補助を受けながら、なるべくそういったものを保存していこうというような流れなのかなというように思います。

しっかりと、やはりこの歴史のある文化ですから、しっかりとそういう形で残していただけたらなと思いますし、そういったことをまた発信していただいて、それで関係人口、交流人口の増加に結びつけられるような取組をぜひまたしっかりと進めていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

それで関連するかも分かりませんが、次の90ページですが、ふるさとイベント誘客促進事業の委託料についても147万円ほどあるんですが、これについてはどのような事業の検討を頂いて、結果としてどのようになったのか、ちょっと教えていただけますか。

○委員長（岡田泰正君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

お答えいたします。

ふるさとイベント誘客促進事業につきましては、和東町のほうの第2定住人口なり集客を見込むということで、地方創生推進交付金を活用した中の事業で3本ございます。

1つ目につきましては、移住短期大学ということで90万円、それから料理コンテストをさせていただきましたので43万7,263円、それから夏のイベントということで、近畿日本ツーリスト関西さんのほうに、夏休みを利用してツアーを造成させていただいたのですが、結局このときは申込みが少なくてちょっと実施はさせていただけなかったのですが、その広告費用として14万400円というのが出ております。

3本で事業を動かさせていただいておりまして、まず移住短期大学につきましては令和2年3月7日から3月22日まで和東町の中で援農の体験をしてもらったり、またおもてなし煎茶師による体験をしていただいたりとか、また少し変わった和菓子作り

ということで、お父さんのお顔を作ってもらったりとか、いろいろ和東の田舎の生活を満喫してもらおうという話や、それからまた移住相談も受けさせていただきました。それで町内の方が83名、町外が14名の方ということで、ご利用とか体験をしていただいたというものでございます。

それで料理コンテストにつきましては、郷土料理の発掘とUIJターンのイベントということで、昨年10月19日に実施させていただきました、掘り起こしにつきまして応募点数が14点ございました。

一次通過が10点、それからグランプリが3点ということで、料理部門、それからお菓子部門、それから郷土料理部門ということで、グランプリ3点を最終、選ばせていただいて、3月4日に町内の商工会員様、それから農泊をされている方にこの料理レシピをお渡しさせていただいてお出ししてもらおうということで、この事業を実施させていただいたところでございます。

以上です。

○委員長（岡田泰正君）

高山委員。

○2番（高山豊彦君）

いろいろと料理コンテストであるとか、いろんな取組をしていただいているということなんですが、継続性のある事業、イベントということではないんですか。

例えば茶源郷まつりのように長年続けられるようなイベントであるとか、そういう長期的な継続性のあるイベントであれば、やはりこの認知度も上がってきて、そういう関係人口なりにも結びつくのかなと思ったものですから、そういう事業を検討していただく委託料なのかなと思ったんですが、どちらかというとなんて単発的なものなんですか。

○委員長（岡田泰正君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

料理コンテストにつきましては、このレシピ本を今年度、令和2年度でまた作りまして、皆様に作ってもらえるように和東町のお茶を使った料理ということで、幅広く活用していただくということで、料理集を出す予定でございます。

また令和2年度でこのグランプリを取られた作品、料理につきましては、茶源郷マルシェで出してくださいということで、継続性のある事業ということで引き続いてやっているところでございます。

また移住短期大学につきましては、今年度はこういうコロナの時代でございますので、やり方を考えながらU I Jターンを取り組むということで、サテライトオフィスを使いまして町内にお住まいの方限定でV Rの体験をしてもらって、それを情報発信することによって町外から人を呼び込むという、そういうU I Jターンの事業に展開してまいりたいと考えております。

またこのふるさとイベントはそれぞれ単年、単年にその社会情勢に合ったやり方で、どういう形でイベントというかU I Jターンの獲得をするかというのを模索しながら、こういう時期ですので検討している最中でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（岡田泰正君）

高山委員。

○2番（高山豊彦君）

ありがとうございます。

3年、3年ということなんですが、やはりそこから、今おっしゃったように、このサテライトオフィスでやる体験とか、そこから開けていくような検討もこれからどんどんしていただけたらと思いますので、せっかく100万円を超える委託料を払っているわけですから、そういう次の展開をどうしていくのかということも考えながら、やっぱり進めていただけたらと思いますので、そのあたりはよろしくお願ひいたします。

それで次のページ、92ページなのですが、一番上に湯船活性化推進の販路拡大補助金というのがございます。この販路拡大についてちょっと具体的に教えていただけますか。

○委員長（岡田泰正君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

湯船活性化推進販路拡大の補助金298万の事業でございますが、これも地方創生の事業でございます。京野菜織物リジェネレーション事業というものに該当しております。

株式会社湯船に対しまして補助金を支出しておりまして、湯船地域の活力再生ということで、株式会社湯船の経営も安定するまでの一定期間の中での助成ということで、令和元年度につきましては、ほうじ茶のペットボトルを500ミリリッターのペットボトルでございますが2万4,000本、1,000ケースを作っていただいております。

それで株式会社湯船でも販売されていますし、また販売のノウハウをご存知の活性化センターのほうにも一部お願い、半分お願いしまして、販路を和東町外のほうに向けて出していただくように、株式会社湯船と活性化センターと協力しながら販路拡大を進めてもらっているところでございます。その助成金でございます。

○委員長（岡田泰正君）

高山委員。

○2番（高山豊彦君）

ほうじ茶のペットボトルということで、いいものだなと思っています。

それでそれと和東茶のこの小さいペットボトルのやつがあります。あれについてもなかなかこれは町外では購入が難しいですか、あまり見かけない。たまに加茂のローソンとかであったり、やっぱりもう少し販路を広げられる工夫というのが何かあるの

かなと思うんですけど、そういったことも含めて何かそういう、せつかくああいういい品物を作っているわけですから、そういったその販路の拡大にもう少し努力できないのかなと、もう少し広く拡大できないのかなと思うんですが、そのあたりは難しいのですか。

○委員長（岡田泰正君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

町内での販路拡大という件に関しまして、町内ではローソンのほうにも置いていただいています。

それでまたほうじ茶ペットボトルにつきましては、行政の視察とかがありましたら、このほうじ茶ペットボトルはワールドマスターズの分に特化して広くこれを知っていただくという、ワールドマスターズと湯船というのを知っていただくために作っていただいたペットボトルでございますので、視察等にもお持ち帰りいただいたりということで広めていただいています。

それでまた活性化センターの小さなペットボトルでございますが、住民さん向けにはこういうのをやっておりますということで、チラシのほうも入れさせていただいたと思うのですけれども、まだまだ浸透していないと思いますので、またいろんな方法で周知するように、またお伝えさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○委員長（岡田泰正君）

高山委員、最終質問です。

○2番（高山豊彦君）

ペットボトルの今の活性化センターの、あのお茶になる前に、缶がありましたよね。それであれなどは以前、私は友人に持って行ってあげたら、これはおいしいなということで、リピートでまた注文を受けたりしたんです。ですから町外の方にどれだけ広

げていくかということも大事だと思いますので、ほうじ茶についてもそうなのですが、やはり町内の住民だけにそのPRをするのではなくて、やはり町外にどう販路を広げていくかということを考えていくということも大事だと思うんです。

ですから、やはりこれだけの290万のこの補助金ということで出されているわけですから、やはりそういったところも努力していくということが大事だと思います。そのことでまた株式会社湯船さんのほうも、事業のほうの活性につながっていくと思いますから。

やはりせっかく出しているお金ですから、やはり生きた使い方をしていただけるような事業に展開していけるような取組をぜひお願いしたいなと思いますので、まずそのあたりはよろしくお願いいたします。

○委員長（岡田泰正君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

町外、それから町内ということで、幅広く販路を拡大するというところで周知させていただくということで、今後努めてまいりたいと思っております。

また湯船のせっかくできた、住民の皆さんから出資された株式会社湯船の、安定的な今後の経営というのも見据えた中で、しっかりと頑張っていたきたいということ思っておりますので、地域力としましてはやはりそれを支援させていただくという意味でも、いろんな方法でご助言させていただいたりとかいうことで、またご相談させていただきながら、どういう方法がいいのかということをお話し合いながらPRのほうに努めてまいりたいと思います。

○委員長（岡田泰正君）

藤井委員。

○3番（藤井清隆君）

それでは若干質問させていただきます。

ページ数でいいますと122ページです。20ページあたりからもあるんですけど、福祉関係のほうで、この障害者自立支援というのがあるんです。九千四百何某のお金ですけど。それと上にもいろいろあるんですけど、重度心身障害老人ですが、その管理から日常生活です、それともう一つが補装具の給付とかがあるので、それから移動などの支援があって、それで一番下には自立支援医療給付というのが1,000万余りあるんですけど、この障害者自立支援と書いてある9,000万の分については、今言いましたように、ここら辺の項目以外のものが当たってるのでしょうか、その内容について、自立支援の内容についてちょっとお尋ねいたします。

○委員長（岡田泰正君）

福祉課長、答弁。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

ここにあります障害者の自立支援につきましては、例えば一つはグループホームであるとか、あとはまた職業訓練等に当たるものでございます。

それで今、藤井委員のほうからありましたように、上段のほうにあります中で、3つ目の障害者の日常生活用具の給付につきましては、またこれは日常用具ということで、また全然別のものでございます。また当然ながら補装具、これにつきましてもその名のとおり補装具の給付ということで、全然別のものになります。

移動支援につきましても同様で、それも別になりまして、障害者の自立支援につきましては、自立の支援をするためのものということになってきます。

それで最終下段の自立支援医療給付につきましては、これにつきましてはまさに医療の給付ということになってきますので、例えば精神障害なり、また身体につきましては、一番多いのでしたら例えば人工透析等々の関係などにつきまして、一定の条件の下に給付させていただいているものでございますので、全てがよく似た名前ではございますが、別の事業ということでございます。

○委員長（岡田泰正君）

藤井委員。

○3番（藤井清隆君）

それと、その内容は分かりましたけれども、120ページのほうですが、この障害者福祉サービス支給システム改修委託料というのと、障害者福祉サービス支援システム保守委託料というのが2点あるんですけど、これは何か、やはりこういったサービスをよりよくするための、システムを変えるというか、そういう構想の基に練られているのでしょうか。

○委員長（岡田泰正君）

福祉課長、どうぞ。

○福祉課長（北 広光君）

お答えいたします。

まず初めに、上段のほうにあります障害者福祉サービス支給システムの改修委託料につきましては、このシステムを本町で入れております。

それでこれにつきましては、区分認定、また給付させていただきますサービスをこのシステムにより管理させていただいております。それで今回、この改修費用が要りましたのは、法改正に基づきまして、それに伴う改修ということで改修させていただきました。

また下のほうにありますもう一つのほうの質問で、障害者福祉サービスの支援システムの保守委託料につきましては、ここのシステム会社に何かシステム上で問題があったり等々があったときの保守、また操作の方法なり、法改正でうちが完全に熟知できず、分からないときとかのサポートをしていただくための保守の委託料となっているものでございます。

○委員長（岡田泰正君）

藤井委員。

○3番（藤井清隆君）

そうすると、それで122に返りまして、重度心身障害者、老人健康管理でいいのですが、ここに今、区分認定のことなんですけど、この福祉を受けるためには認定とかいうのが必要だと思うんですけど、介護などだとその場所へ行って認定してもらうということがあるんですけど、障害者の認定ですが、これは認定医のところへ実際に、例えば動けない人とか、そういう人の場合は行かないといかんのか、出張で来てくれないのかどうか、その点はどうですか。

○委員長（岡田泰正君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

お答えいたします。

まずこの重度心身障害老人健康管理事業でございます。これにつきましては後期高齢の被保険者、基本は75歳以上です。それとあと65歳以上75歳未満であっても、身障手帳1級から3級をお持ちの方については申請によって後期高齢に移ることができるのですが、いずれにいたしましても後期高齢の被保険者であって、身障手帳の1級、2級をお持ちの方、さらに3級の方でも、IQ30以下だったと思うんですが、重複障害という言い方をしておりますが、その方につきましては重度心身障害老人健康管理事業の対象者となります。

その方々が医療機関を受診された際の自己負担分ですが、後期高齢の方ですので基本は1割、所得によっては3割負担の方もいらっしゃいますが、その1割または3割分を助成させていただく制度が、この重度心身障害老人健康管理事業でございます。

それで京都府内の医療機関につきましては、後期高齢の被保険者証に対象者のシールを貼らせてもらっております。それを見せていただくことで無料で自己負担なしで受診していただける。もちろん医療費に係る分でございます。

また京都府外の、奈良県とか大阪、滋賀県ですが、京都府外の医療機関を受診され

た際には、取りあえずその自己負担分の1割、3割をお支払いいただいて、後に役場のほうに申請いただいて、その分をお返しさせていただく、償還払いというシステムになっておりまして、健康管理事業という名前ではございますが、医療費の給付、支給ということでご理解いただきたいと思えます。

○委員長（岡田泰正君）

藤井委員。

○3番（藤井清隆君）

認定についてなんですけど、さっきの身障の認定なんですけど、身障医のところへ実際におもむかないといけないのか、寝たきりの人などの場合は連れていかないといけないのかと、そこら辺のところはどうなんですか。

○委員長（岡田泰正君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

お答えいたします。

認定の関係でございますが、まず身体障害の方につきましては、担当される主治医の意見書のほうは頂戴いたします。それにつきましては受診のほうをしていただかなければいけないということでございますが、身体障害につきましては、身体の調査につきましては当然ながらこちらのほうから現地のほう、自宅でしたら自宅のほうに足を運ばせていただきまして調査させていただくと。

そして精神障害につきましては、京都府の精神保健センターのほうで判定していただくということで、そちらのほうに予約を取ってもらって行ってもらうということになっておるんですけれども、場合によってはどうしても行けないということになりましたら、また京都府のほうとの相談ということにはなってこようかと思うんですが、今のところ精神障害でセンターのほうに行けなかったという事例のほうはございませんので、今のところ行っていただいているというところでございます。

○委員長（岡田泰正君）

藤井委員。

○3番（藤井清隆君）

そうですか、分かりました。

それでもう1点ですけど、122ページの地域健康福祉活動推進事業補助金というのがあるんですけど、これは町のほうへ、できています健康福祉計画ですか、その審議会のほうで、様々な福祉活動に対して補助すると、そういう内容のものでいいのでしょうか、どういう内容なんですか。

○委員長（岡田泰正君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

お答えいたします。

これにつきましては社会福祉協議会のほうに出している補助金でございます。まさに福祉の活動のための推進の補助ということでございます。

○委員長（岡田泰正君）

藤井委員。

○3番（藤井清隆君）

一応それで切っておきます。

○委員長（岡田泰正君）

畑委員。

○9番（畑 武志君）

それでは何点かお聞きしてまいります。

まず最初に令和元年度の施政方針を私の手元に持っております。その中には町長の施政方針は、いろんなことが書いておられるわけでございます。

まず最初に保育料の無償化、これは継続事業でございますが、加えて給食費も無償

です。それから児童クラブの延長、それから保育の安全な環境をつくるための耐震改修事業、保育園の改修事業、この基本計画も載っております。

それで教育の振興については、子育て支援の負担軽減を図るため、小・中学校の給食費、並びに修学旅行の無償化、これも継続でございますが、これもされております。また食の安全のために学校給食センターに係る空調工事、これもいろいろされておるわけでございます。

そうした中で、この総括の中でもいろいろ細かくあるわけですが、総括と照らし合わせた中で見ておったんですが、なるほど言われたとおりのことを全部やっておられます。このように私自身は解釈しておったわけです。

しかしながら、まだまだここに町長の思いはあろうかと思うんです。第4次総合計画から第5次総合計画に入るわけでございますが、それについての思いを少し、この意見書とを含んだ中で答弁いただきたいと、このように思います。

○委員長（岡田泰正君）

町長、答弁を。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

昨日でしたか印象深かったのが、子育てに優しいというのはすごく印象に残った今年の施策の大事なところだと、今もご紹介いただいたところだと思います。

しかしやはり大事なことは、子供の子育ての条件を改善していった魅力を上げようということですが、もっと大事なものは、やっぱりこれからコロナ禍、それでまたウィズコロナと言われている時期ですから、この自然の教育力とか健康力とか、そうしたものを高めていくというのは、その延長上でもっと大事になってくるんじゃないかと。

だからさらに進めようといっていくときには、その金額的とか制度的にどう充実させるかというのは、それは経済状況、和東の財政状況によるんですけれども、もう少

しその制度じゃなしに、もう少し広げて、和東町のこの子育て環境に優しいまちづくり、そういう環境です。そういう自然も含めて環境、これをやっぱり大事にしていかなきゃならないです。

だから今、もしこの次に公約を充実させていこうということになれば、そこへ力点を置いてやっていこうと。常にそういったこの令和2年度においては、そういったところに留意を置いて今はやっているんですけど、これはこれで終わるわけじゃなしに、年輪行政のごとく、やっぱりそういう子供たちにも環境にいい地域に、まちをしていかなければならない、これが1点です。

それと子供、まちづくり、そこでいろいろと加えていただいておりますが、これは令和2年、3年、4年に向けて大きく変わっていこうと。今やっておりますのは、やっぱり安心安全、この辺は非常に重点を置いてきました。

それで計画的にこの公共施設については、やっぱり今もお世話になって予算等を上げておりますけれども、保育所とか体験交流センター、それからこの間ですが可決いただいた、こういったものをやっていく。やはり最終的に公共施設は、これはきちんとやっていかなければならないです。

残っているのは、ご案内のと通りの施設が残っているわけです。これはやっぱり大きな、和東にとっては将来大きなシンボリックな問題でありますので、これは住民の声を大事にしながら決めていこうと、今やっておりますので、これを今継続でやっていく、この1年や2年ではなかなか難しい問題ですので、経済的にも考えていかなければならない、財政計画を併せてやらなければなりませんから、これはこれとして、今も大きな課題として進めております。

それともう一つは、これは施設だけというように、私たちの施設ということで、もう一つ進めてきたのは公共、道路とか橋とか、この辺の国土強靱化というのは国の大きな方針を示したものですから、国土強靱化に併せて耐震、その状況を把握しましたということなんです。

そしてその把握で危険だと言われているところは計画的にやってきました。今年お世話になって、この予算を上げさせていただいておるのは、継続について祝橋がそうなんです、高橋もそうなんです。こういったものは継続でやっていかなければならないです。今年で全部が終わるわけじゃありませんので。こういったものに手をつけていくと。

それでこの辺は、国の方へお願いしてきたのは、今までは交付金事業で非常に時間がかかりました、年数が。これはやっぱり補助金で箇所決定して集中してやろうということで、国にも働きかけて、今、祝橋は補助金のほうになりました。今、門前橋は、その場合だったら、あれは公金事業でやったものですから、非常にうちの裁量権があったものですから、あっちこっちに広げました。原山のほうの道に上げたり、どうやって広げたりやりました。だけどそれはやっぱり補助金のほうを早いことしようとする、集中してやろうということですから、今度は祝橋に集中して、補助金としてやるやないかと。それで高橋も補助金でやろうと、今はこういう課題があります。

それと残っておりますのは、前からありますようにこれはまだ、ずっともっと早くやっておかなきゃならないのですが、これは畑議員にもいろいろと近くでお世話になったと思いますが、やっぱり一番当初にこの施設を誘致したときに、やっぱり行きやすい、入りやすい、なかなか条件が整わなくて、これは条件が整い次第やっぱりやっていかなきゃならないです。

今、補助金はまだ予算にも上がってないですけども、考え方としたらやっぱりやれる状況が整ったらやりなさいと、こういうことですから、そういう方向で来ていますからそういうことでしょうね。

だからそういう安心安全なまちづくりというのが非常にあります。それといわゆる治山治水、この辺のは設けてありますから、令和2年度で今もやっておりますから、こういうものに引き続いた年度が、この令和元年度にその基礎というのが非常にこれは最初から進めていく出発点も、今言われたように継続もありますし出発点もありま

すので、そういうことを充実させていかなければならない。

そういう意味で切れ目のない行政なんだなということで、昨日も小西委員から質問があったときに、年輪行政だと感じていることを申し上げたのはそういうことです。

これからはこの年輪行政が充実して大きい幹になるように、和東町のまちづくりがすばらしくなるように、皆様のご協力を頂きながら進めていくことが大事だと思っておりますので、そのことを申し添えて答弁とさせていただきます。

○委員長（岡田泰正君）

畑委員。

○9番（畑 武志君）

いろいろな科目がある中で、子育てについてですけど、いろいろな施策を打っていただいております。

しかし残念なことに、若い者は全部、木津川市云々で出ていっている。私の子供もそうですけど、文句やそんなことは言えませんが、実際問題出ていっているのが、これが現状です。

それで和東ほど住みやすい町はないでと云ってるんですけど、若者は若者の考えがあって、なかなか応えてくれません。非常に残念に私が思うところです。

将来的にはそれは帰ってきて、よく町長が言われるように、定年後になって帰ってきて、金が要るは、それから金を突っ込むんだというような世代に帰ってもらったってしょうがないなということがよく言われてましたけど、現実問題、そういうような問題になっております。非常に残念なことだと、このように思います。

そこでいろいろな福祉をされておるわけでございます。歳入の概要の中で、町民税が3億9,900万から3億8,000万、約1,300万ほどが減になっているんです。これについて総務課長、いやこれは細井課長ですか、これについての見解は、私は分かっているんですけど、ちょうど令和元年、令和2年と基幹産業であるお茶については非常に被害が大きかったわけです。今年度もかなり厳しい現況となるわけです。

それでこの数字がもっと落ちてくるのかなと、このように見ているんです。

そこで地方特例交付金にしても、地方交付税にしても、交付税はこれはようけ頂いている、上乘せをかけていただいております。それから特例交付金でもそうでございます。それでこれは今、国勢調査が昨日ですか、帰ったら封筒が来ていましたけど、その結果がどのように反映するのか、非常に怖いなという思いもしているんです。

そこで総務課長、これらについての今後の展開というのは、どのように思っておられるかお聞きしたいと、このように思います。

○委員長（岡田泰正君）

総務課長、答弁を。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

畑委員からありましたように、地方交付税につきましては昨年より普通交付税で95万4,000円増と、また特別交付税につきましても5万4,000円の増となっております。

しかしながら、この地方交付税の普通交付税でございますが、基本となるのが畑委員のほうからおっしゃったように国勢調査人口ということでありまして、令和3年度の国勢調査の人口は月曜日から実施させていただいております国勢調査人口を基に計算されるので、私の予想ですが先月現在の推計人口ということで、前回の平成27年からの異動の内容でございますが、約3,500人という内容でございます。

実際に国勢調査は調査員の方が今行っておられるんですけれども、どうも聞いていたら、やはりこれまで、5年前に住んでおられたところも空家になっているという話も聞いております。

ですから実態としては3,500を確実に切ってくるのかなと。次年度以降は確かにいろいろな交付金はあるにしても、地方交付税につきましては令和2年度より、やはりその人口分、下がってくるのかなと。

人口の減少については5年で本来の数字に戻すということになっておりますので、急激に減るということはないのですけれども、確実に5年後を見通せば、地方交付税の歳入は見込めないという考えを持っております。

以上です。

○委員長（岡田泰正君）

畑委員。

○9番（畑 武志君）

2040年には消滅都市の町村に入っている一つでございますから、非常に寂しいかなと、こういう思いもするわけでございます。

それはそれで置きまして、ちょっと中身に入っていきたいと、このように思います。今回のこの会計別収入未収額の比較ということで、簡水については、今年は非常に課長をはじめ職員の方が頑張るといったら変な言い方ですけど、徴収に努力させていただいて、非常にかつてない数字が出てきたと、このように見ているんです。

それで全体的にも過去何年間から、右肩上がりからやっと今年は見られる数字になったかなと、こういうような思いがするんです。ところが過年度は水道代金の未収金が1,800万近くあるわけです。これについては過年度ですから、馬場課長が就任される以前の問題であったのか、なおかつ就任されてからかはちょっと分かりませんが、とてつもない金額と思うんです。

これは私が議会に出させていただいて、決算のときに何回となくこの問題について言っておりました、お聞きしておりました。ところがそのときに私は給水停止も必要だろうということを非常に強く言っておったわけですが、結果は今年の現年度額がこのように下がったら、過年度分についての給水停止なんてできるわけがないでしょう。私は今年度払っていますから、そんなの給水停止なんてできませんということになってくると思うんです。

それならこの決算、意見書の中には、主な成果ですか意見書ですか、給水停止も含

んだ中でと、云々と書かれているんですけど、現年度に払って、過年度については、そんなことはできるわけがないです。それをやるなら、今までにもっと早くやっておったと思うんです。それについては課長、いかがですか。

○委員長（岡田泰正君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

お答えさせていただきます。

今の質問ですけれども、確かにおっしゃるとおり過年度の給付停止は難しいということとは私も実感しています。

ただここ5年間の考え方としましては、現年を取りあえず100に持っていきたいということで、職員と一緒に現年を潰しにかかりました。その結果、現年を払うことによって、過年を積まないというのを前提に動いております。

結果、現年については99%をここ3年ほど推移させ、過年については10%を目標に徴収をかけてます。大体100万ぐらいのお金しか入っていませんけれども、何とかそれで消して行きたいなというように思っておりまして、現年を勝負にかけることで給付停止は何とか今のところはせずに行けるかなという状況でございます。

○委員長（岡田泰正君）

畑委員。

○9番（畑 武志君）

現年度分については先ほど言ったように、非常に努力された結果がこのように出てきたと、このように思います。それで過年度分については非常にこれは、もうそのままになるのかなという思いもするんです。

それで平成28年度の過年度分に比べたら若干減っております。それで30年度についても若干減っておるわけですが、これについても一つ何らかの形を取って収束されるようにと思うんです。これは課長一人の判断ではいけないと思うんです。当然、

事務を預かっている副町長、また最終責任者の町長、これは二人にも責任があると思うんです。その辺の思いだけ、どちらでも結構ですので聞かせてください。

○委員長（岡田泰正君）

町長、答弁を。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

そこが非常に大事なところだと思います。行政全般にわたりまして、先ほどからもご質問いただきましたように、条例、規則に、行政法に基づいて仕事をさせてもらっているんです。これはやっぱり機械的にこうだ、ああだという、決めるのは非常に難しいです。やっぱり住民に寄り添ってやっていかなきゃならない。

今の水道においても、今、課長から答弁させていただきましたように、やっぱり現年度はきちんとしていこうと、そういうのは多分できてくると。人間関係もできてきてと、私は理解しております、人とです。なかなかそれは住民に理解されない。寄り添わないとなかなか入ってこないと。多分、私はその100%を合わせて、今の建設課の徴収に当たってくれている人と、住民との接触というのか、温かくもっと進んでいるのだなど、これは寄り添ってやってくれているんだと思います。この寄り添いを、この雰囲気、感じ、関係を、さらに過年度分につないでいく。そういう努力も多分、これだけ人間関係が出来上がりますと、多分そこへ発展していけると私は信じております。

だから先ほども言いましたように、これはまた岡本議員と、ちょっと誤解を与えた質問だったと思います。条例、行政法、機械的に提供するのじゃなしに、人に寄り添ってやっぱり適用していく。いわゆる実定法的に行くのも大事ですけれども、解釈法的に進めていくのが大事だと。これを両方、どうわきまえながら住民に接していくかと。今後はそうしながら行政に対して多くの住民から理解を頂いて、そして徴収率を上げていくと、信頼を得てやっていくということ。まず信頼を置くというのが大事と

思っていますので、そういう意味で今後とも当たってまいりたいと、このように思っております。

○委員長（岡田泰正君）

畑委員。

○9番（畑 武志君）

水道問題については、下水道問題も出てきます。下水道については一般会計での繰越しが約1億5,000万、このように出ております。これについては私も前に言いましたから、これには触れませんが、十分、皆さんが、住民が納得するようなところでやっていかなければ、今後考えておられる値上げ問題についてもいろいろございます。現年度がここまで落ちてきたのに、皆さんがそんなことを言ってきたら納得していただける。でも過年度はこうですよという話になってきたときには、いろいろ問題が出てくるかと、このように思います。これは次のときに議論したいと思います。

それで、それに続いて介護保険です。福祉課長かな、介護保険の未収金が現年度で120万です。それで過年度で300万です、このようにあるわけです。それで介護保険ですから、原課としての対応はどのような対応をされているんですか。

例えば建設課の水道係は徴収に歩かれておると。介護保険についても、これは保険料ですから、使用料というのか向こうへ送るわけにいかないと思うんです。それでそうすると、介護されている方は普通徴収というのか、年金から引かれている、介護保険から引かれている方もおられます。これについてはいや応なしに引かれております。私も最初に引かれたときに、びっくりするような金額が来たから、何でこんなものと思ってたんです。しかしその介護保険を年金に代わるように、借りている方もおられると思うんです。

そうすると、これは直接に引けないわけです。その人らは恐らく未収、未収で上乘せしていくと思うんです。それでどんな家庭の方もおられると思うんです。生活が困ってどうしても行けないという方もおられる。これは私、いかんことであっても目を

つぶらないといけないこともあります。

　　だけど払っておられない方は、今後自分が年いったときにその保険料を使えないから、自分が苦しむだけです。これも十分理解しております。でも我々、今の者が考えたときに、何でそこまでという思いがあることはあるんです。これだけ介護保険がきつかったらかなわないなど。国民年金でとてもやっていけないというような方もおられます。

　　その辺の見解を、福祉課としてどのように見解を持っておられるのかと。その点について原課で徴収に歩くというような考えもあるのか、いやそれはもうしませんというのか、ちょっとその辺のことをお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（岡田泰正君）

　　福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

　　はい、お答えいたします。

　　まず介護保険の制度でございますが、これは社会全体でやっていくということで、当然、国、また都道府県、和束町で特別会計のほうに一定の金額を入れさせていただく。また当然ながら住民の皆様、40歳以上の方にご負担いただいているということで、介護保険財政が成っておるところでございます。

　　それで今ありましたように、確かに一定の年金を受給されてから、6か月余りぐらいで特別徴収というようなものには変わっていきます。これにつきましては年金の年額が18万円以上、これにつきましては基礎年金という部分でございます。その方につきましては、当然特別徴収ということで年金から直接頂いておると。

　　それで、それ以外の方、今ありましたような事例のほうで、畑委員からありましたように、担保で借入れがある等々の方につきましては、確かに普通徴収という形にはなっております。それで当然、経済状況を考えてみた中では、うちのほうから賦課させていただいた金額の満額が払えないというようなご家庭は当然でございます。

それで私どもといたしましては、過去からずっとそうなんですけれども、一件一件訪問させていただきまして、当然、ご家庭の事情を聞かせていただきまして、全納が無理な場合は一定期間を猶予させてもらってからの分納という形を取らせていただいて、万が一、将来的に介護保険を使わなければいけなくなったときに、滞納期間があると一定のペナルティーがかかってしまうということもご説明させていただいて、極力そういう方があった場合には、ペナルティーにかからずに制度を使っただけのようにという思いの中で、徴収業務のほうもさせていただいておりますので、これにつきましては例えば年度末の出納閉鎖期間ということではなく、毎月、毎月そういう家庭に回らせていただきまして、場合によっては世間話ぐらいで終わってしまう場合もございますが、そのご家庭の事情を聞かせていただいた中での徴収ということをさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（岡田泰正君）

畑委員。

○9番（畑 武志君）

はい、分かりました。細かく説明していただきました。

一概に全部取れなんて、私はそんなことは思ってません。どういう方もおられると思うんです。この問題について私も相談を受けました、どうしたらいいのだろうと。けどそれを取られたら、もう生活をやっていけないというような方もおられました。切実な問題と思うんです。

ところがいろんな形の中で、報酬はある、何もかももらっていると、にもかかわらずこういう方がおられるのなら、これはやっぱり断固として行かないと。税の公平性、税というのか使用料の公平性があるわけですから、その点については見極めがはっきりした形の中でやってください。これは一つお願いしておきます。終わります。

○委員長（岡田泰正君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

今、畑委員からありましたように、確かに一定収入以上あられる方で、見た感じではございますが、十分払えるのであろうというご家庭の方で、滞納されている方がないとは申しません、確かにいらっしゃいます。そこの方につきましては、制度とかをご理解いただくようお願いはするんですけども、ご理解いただかず滞納というようになった場合には、当然ではございますけれども一定のペナルティーがかかってくるというような説明もさせていただきますし、そういう家庭には逆により細かく訪問させていただいたり通知を送らせていただく、電話をさせていただくというようなことをさせていただきます、さらなるご理解いただけるような徴収努力のほうを努めておるところでございます。

○委員長（岡田泰正君）

会議の途中ですが、ただいまから午後 1 時 3 0 分まで休憩します。

休憩（午前 1 1 時 4 0 分～午後 1 時 3 0 分）

○委員長（岡田泰正君）

休憩前に引き続き会議を開き、質疑を続けます。

小西委員。

○10番（小西 啓君）

では午前中の続きをさせていただきます。

77ページからずっとあるんですが、副町長にお聞きいたします。読んで字のごとくだと思って、私も分かってるはずなんですが、勤勉手当、管理職手当、ちょっと教えていただけますか。

○委員長（岡田泰正君）

副町長。

○副町長（奥田 右君）

小西委員の質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず勤勉手当ですけれども、これは職員の給与の支給に関する条例、また規則でうたっておりまして、手当ですのでいろんな手当がございますけれども、その中の勤勉、要するに職員の成績です。勤務の成績によって支払われる手当ということで解釈していただいたら結構かと思います。

勤勉手当につきましては6月1日と、あと12月1日、これが基準になっておりまして、その基準日から遡りまして6か月間の職員の勤務に対しての、成績に対しての手当ということで解釈していただいたら結構かと思います。

あと管理職手当につきましては、これはもう管理職という、一般職と違いまして責任が重い職種ですので、それに対しての手当ということで10%がございます。

以上でございます。

○委員長（岡田泰正君）

小西委員。

○10番（小西 啓君）

よく私も読んで字のごとくで分かっておりましたが、こうして聞かせていただきまして、もう一度私の主義にはちょっと合わないですけど、細かいお金のことは。

それで少し副町長に、職員の勤務態度、そしてどう職員の人に指導しているかということをお聞きしたいのですけれども、私はゴルフ場の利用税とか、たばこ税をもらっていて、和東町も非常に助かっているということはよく分かっているんですけど、勤務時間は8時半から5時15分までです。そしてお昼のお休みは12時から1時までということ。それで職員が管理職に何も言わずに職場を抜けて、たばこをのみに行くということは、それは職務放棄に当たりますよね。

それでまた管理職の方も、それを聞いているのですか、それとも指導しているのですか。それのところを少し聞きたいのですけれども、まず建設課長、そして東本課長、その辺、自分のところの職員はどんな感じですか。指導はしていますか、ちゃんと

ってますか。

○委員長（岡田泰正君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

お答えさせていただきます。

基本的に勤務中の休憩については節度のある態度でするようにと指導しております。

○委員長（岡田泰正君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

お答えさせていただきます。

本課のほうについては、一人だけたばこを吸いますけれども、一応あったように、節度のあるところで吸っていただくようにという形をお願いします。

○委員長（岡田泰正君）

小西委員。

○10番（小西 啓君）

私行ったときに、なぜ12時から1時の間じゃないときに、あそこのたばこを喫煙するところで職員がたばこを吸っているんですか、おかしいのじゃないですか。それでよく管理職手当をもらえますね。そしてまたそれに対して勤勉手当をよく支給されますね。どういう査定をしているんですか、お聞きします。どうぞ教えてください、大きい声で。

○委員長（岡田泰正君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

お答えさせていただきます。

基本的に勤務時間内の喫煙については、止めてはおりません。仕事時間中に節度の

ある態度でたばこは、喫煙をするようにということは言っておりますが、制止はして
おりません。

○委員長（岡田泰正君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

お答えさせていただきます。

同様でございます。

○委員長（岡田泰正君）

小西委員。

○10番（小西 啓君）

ということは、8時半から12時までの間でもたばこのみたかったらのみについて
も構わないということを行っているんですか。それでよく職員の指導をされています
ね。そんなこと許されるんですか。それで部下をよく管理できますね。管理能力ない
んじゃないんですか。町長どう思われます、副町長。

○委員長（岡田泰正君）

副町長。

○副町長（奥田 右君）

お答えしたいと思います。

まず、休息とか、休憩とかいう制度が、当然あるわけなんですけれども、勤務時間
に席を離れると、これは程度によるんですけれども、5分なり、10分なり、トイレ
行ったり、そこら辺も含まれると思うんですけれども、やっぱりそこら辺は管理職が
きちっと管理して、席を離れる場合は、そういったことでちゃんと報告すると。節度
が越えた場合は、これはもう勤務態度に影響しますので、そういったことはないと思
うんですけれども、そこら辺は管理職としてきちっと管理していただきたいと、この
ように思っています。

○委員長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

今、副町長が答弁しておりますように、一番、やはり節度が、今のところ大きな大事なものだと思っております。

○委員長（岡田泰正君）

小西委員。

○10番（小西 啓君）

馬場課長、東本課長、よく分かりましたか。分かりましたか、よく。もう少し考えて、部下を使わないと駄目。管理能力なし。

次に、総務課長、総務課長100ページですわ。安全運転管理者講習受講料、これは総務課長が出席、受講されにってますよね。安全、運転の管理責任者が総務課長になっていきますよね。この頃、交通事故、公用車の事故はありません。それで、やはりそういうことは徹底して、前、私言いましたように運行表もこの頃ちゃんとつけているでしょう。当たり前のことですから、それで公用車の中でたばこ吸うなどもってのほかだから、そういうこともちゃんと指導していると思うんですよ。それも十分、職員に言い聞かせてやってください。それでないと、すぐ忘れてしまうから、保険払ってるから、事故起こして直るからという、そんなん駄目ですからね。その保険代も私たち納税者、町民の方の納税のおかげで保険払ってるんですから、その辺のことをよく理解させてください。

そして、管理職会議にも必ず管理職によく言って、聞かせるように、朝の朝礼やっているんですから、その辺のほうよく伝えてください。

馬場課長、東本課長、自分ところたち、車の使用が非常に多いと思うんですよ。どういような指導をしていますか。

○委員長（岡田泰正君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

お答えします。

うちの場合は、現場が多いので、確かに車での移動が増えています。日報については付けさせておりますし、現場に行く用の車につきましては、全てドライブレコーダーをつけております。

○委員長（岡田泰正君）

引き続き、農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

お答えさせていただきます。

当然、公用車でございますので、運転日報ですね、乗ったときには記録するように、また、安全運転につきましては、朝礼で訓示しておるといことでやっております。よろしく申し上げます。

○委員長（岡田泰正君）

小西委員。

○10番（小西 啓君）

よく指導してください。

次、158ページの委託料、和東茶を生かした新産業創出の1,209万2,000円、大きい金額ですね、その関係はどちらのほうのあれですか。教えてください。この中身、内容。

○委員長（岡田泰正君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

お答えさせていただきます。

これにつきましては、財団法人和東町活性化センターのほうに委託しているもので

ございまして、和東茶を使った。鉄ミネラル野菜というような形でありましたり、また、野菜関係ですね。それとハーブ、和東の茶以外、茶以外で何かできないかということで、ハーブティーとか、そういったものを開発、また販売、栽培の委託しているというような内容でございます。

○委員長（岡田泰正君）

小西委員。

○10番（小西 啓君）

1,200万円かけて、その出来高はちゃんとできているんですか。ただ、お金回しているから、そのままやりなさいといってやらせているんですか。ちゃんとやっている間、その人件費ぐらいは出るんでしょうね。そうやなく、ただ1,200万円もお金突っ込んでやりなさい、補助金が出てるからかまへんわというようなやり方してるんじゃないですよ。

それと、このその上のページの164ページのガラスハウス鑑定評価委託料15万9,500円、これも東本課長の関係ですか。このときのガラス評価というのは、取り壊すやつですね、この鑑定評価というのは。

それと、取り壊したときに鑑定していただいて、鑑定料以上にガラスハウスの撤去して、払い下げたんですか。その辺のことはどうなっていますか。

○委員長（岡田泰正君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

お答えさせていただきます。

和東茶を生かした新産業創出事業1,200万円ありますけども、人件費のみではございません。

また、精華町とか、そういったところでイチゴ等のハーブティーという形の中での販売であったり、そういった講習会、言わば経費も入っております。1,200万円

の中、人件費だけではございませんし、また、収益としての部分もある中でのお金でございまして、よろしくお願いたします。

それと、ガラスハウス鑑定評価委託料15万9,000円でございますけども、これにつきまして、ガラスハウス残存価格、価値がどれだけあるのかということで、財産管理委員会のほうにかけさせていただく材料として、いかほどの価値が残っているかと、言わば本来、お金を払って解体する場合には、やはりお金、町のお金かかりますので、それを販売して、解体費を使わずして誰か購入される方等ありましたら、その方に譲って、解体費を何とか削減したいというような思いがございまして、最終、今、もう言わば、30年ほどたっておりますけど、価値の確認をさせていただきまして、財産管理委員会のほうにかけさせていただきまして、どういう方法でそのガラスハウスを処分するかということでご検討をいただいた、その参考としての評価額を決めるための鑑定でございました。

○委員長（岡田泰正君）

小西委員。

○10番（小西 啓君）

鑑定していただいて、鑑定料より安かったんですか。そのことを私、聞いているんですよ。ガラスハウス撤去されて、第三者にお渡ししたんでしょう。それともほかしましたか、捨てましたか。そのことを私聞いてるんですよ。それを聞いているのに、なぜ、鑑定、鑑定のことをいうてやってるとか、そういうことを私聞いてるんじゃないんですよ。この15万何がしのお金に見合った鑑定をしていただいたんですかというてん。鑑定料のほうが高かったんですかということを知っているんですよ。それだけなんです。あまりこの小さいお金のことを言いたくはないんですよ。私の主義じゃないんですよ。

でも、無駄に使っているようなことじゃ困りますからね。そういうことを聞いているんです。お願いします。

○委員長（岡田泰正君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

お答えさせていただきます。

解体、解体費用としては100万円以上かかるということでございまして、鑑定、ちょっと金額のほうは忘れましたが、財産管理委員会のほうでご決定いただきましたのは、有金でということで、1円でしたか、の入札でございました。

ただ、工事費200万円、100万円かかる解体費のことを思いますと、支出が抑えられたという形で考えております。

○委員長（岡田泰正君）

岡本委員。

○8番（岡本正意君）

午前中、最後に答弁いただいた、いわゆる奨学金の関係のときは、今後、町として新たに制度としてどうしていくかということを検討するということでしたけども、この間やっていますように、奨学金も含めて、やはり学生支援という中での一定広い意味での支援制度自身も、またぜひ検討いただきたいと思いますので、これは要望しておきたいと思います。

それでは、90ページですけども、移住促進住宅整備事業補助金として90万円上がっております。これは、いわゆる移住者に対する、いわゆる空家等を使ったときの改修費用等を補助するということで、これはいわゆる特区以外で、言わば町単費で90万円ということで、今回はこの件だというふうには思いますけども、当初予算では540万円、6件分を計上いただいていたわけですけども、結果として1件にとどまったということになっております。この辺についてのちょっと結果について、どのように評価されているかということと。

それから、この間、空家バンクのほうを運用いただいておりますけれども、やはり

こういった補助金を利用していく上でも、空家をどう確保していくかということも併せて必要になっておりますけども、この令和元年度として、この空家の確保や、また空家バンクの運用については、どのようになったか。その辺ちょっと報告をいただきたいと思います。

○委員長（岡田泰正君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

90ページの移住促進住宅の補助金は90万円ということで、当初予算で540万円の予算を立てさせていただいておりました。移住促進ということで、問合せは多々ございますが、やはり実際に内覧をしていただきまして、お越しいただいて決めていただくということになるんですけれども、見ていただいても、やはりなかなかまたほかにも、ほかの町村のほうにも回られている方も多くて、なかなか移住にはいかなかったということで、結果1件の90万円しか釜塚地内なんですけれども、結果になってしまったというものでございます。

空家の確保につきましては、やはり令和元年度につきましては、空家のそのホームページのほうもなかなか十分ではございませんでしたので、バナーを一つ設けまして、今現在、すぐにホームページ、和東町のホームページ開けましたら、空家ということで柿色のバナーを作りまして、そこに情報が見られるようにということで、また、令和2年度からは活性化センターに掘り起こしも手伝っていただきながら、現在11件ということで、掘り起こしも、大分に進んでいるかなということで思っておりますが、これは何しろ住民様のご協力がなかったら駄目ですし、また、区長会のほうでもご連絡させていただきまして、区長さんでは組長さんとか、地域内の住民さんにもし空家がありましたら、区長までご連絡くださいということで、皆さんのほうに声かけもしていただいているということで、本当に皆さんが、地域の人が協力していただいて、掘り起こしに関わっていただいているんだなということで、改めて感謝しているところ

るでございます。

今後のバンクの設置もしておりますので、なかなか行政の中で机上では見つからないですが、地域内に足を運ぶことによって、バンクの活用というのが増えていくかと思っておりますので、令和2年度、今年度は活性化センター、非常に農泊の関係で地域の方と密接してですね、いろんなお声がけとかいただいた、今までの経験もあろうかと思っておりますので、力を借りて掘り起こしをしていきたいと考えております。よろしく願いします。

○委員長（岡田泰正君）

岡本委員。

○8番（岡本正意君）

それで、やはり今年ですね、令和元年度の、いわゆる人口の動態をちょっと資料等を見ておきますと、いろいろ差し引いて、どうしてもやっぱり100人を超える人口減少ということだったというふうに思いますし、また、出生数についても十数人ということで、この間、推移しているという状況が、現実としてはあると思うんです。

そういう中で、やはり定住していただける、そういった方をどう増やしていくかと、もちろん、それは移住者ということもそうですけども、実際このまちで生まれて、育ってきた若い方が、ここにやはり定住して住み続けると、同居じゃなくても、例えば少し離れたところで、家を確保してでも住み続けるというような条件が、やはり大きくしていくということが、大変、今後大事だというふうに思うんです。

いわゆるトンネルのことを町長も令和5年に開通する予定だということで、今後のまちづくりに、大変、大きな影響が出るんじゃないかということで、協調もされてましたけど、ただ、やはりそこに向けて、ただトンネルが開いただけでは、それがよく言いますが、人が出ていくトンネルになるのか、入ってくるトンネルになるのかという、いう意味では、やはりそれまでに、やはりどういう条件を整えていくかということが、大変やはり大事だというふうに思うんです。

今、報告されましたように、いわゆる補助金を使って、また、空家バンクを活用して、そういったことを努力されているということは、十分分かるんですけども、ただ、やはり本当に大きく、そういった移住者なり、また定住者を増やしていくという意味では、一定やっぱり受皿というものを、やはりそういう何か誰かに頼まなきゃできないということだけじゃなくて、やはり町として、やはりちゃんと一定の数自身は、受皿をやっぱり整備していくということが、やはり令和元年度のこの取組を通じて、大変はっきりしたというふうに思うんです。

町長に、ちょっと伺っておきますけども、やはりそういった空家バンクとか、空家をどう活用するかということは、これはこれで大事なことですけども、やはり何度も言っておりますけども、やはり町として、やはりそういう人をどう受け止めていくかと。どこかやっぱりここに家がありますから、ここにやはり町として責任持って管理している、そういった住宅がありますから、安心してここでやはり定住してくださいというふうに言えるような条件が、やっぱり一方で、やはり持つとかないと、なかなかやはりあなた任せというか、いうだけでは受皿にならない。この1年見ても、やはり住む場所がなかなか確保できないというのが、やはり大きなネックになっているという声をよく聞きますし、やはりそこを打開していくという意味では、やはり今後の町長が言われるようなまちづくりの大きな転換期を迎えようというときに、やはり今から住宅を、やはり町として一定やはり確保していくという方針を、ちゃんとやはり持っていくということが、やはりこういう令和元年度の1年間を通じて、大事になってるんじゃないかと思うんですけども、その辺、いかがですか。

○委員長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

お答えをさせていただきたいと思います。

ただいまの質問にありましたように、今の状況からして、まちづくりにとって大き

いのはやっぱり空家対策であるというふうに、私も思います。

今、和東町の行政でそうすればどういうことをやっているのかと、質問の中にもあったんですけども、空家バンクに登録していただくということで、今、進めています。空家バンクに登録していただきますと、全部、SNSとか、いろんところで住民に発信をさせていただいておるんです。今、私のところで耳に入っておりますと、空家バンクに登録していただくというのが、非常に苦勞しているところが、事実、正直なところあります。それは何かというたら開いてるんだけども、先祖のまつっている、そういう仏壇とかがあるんだとか、土日に帰ってくるんだとか、また、正月に帰ってくるんだとか。何かその事情があるわけなんですね。

だから、これは、それこそ今、言われますように、空家バンクにこれから登録していただいて、このまちづくりの中で空家バンクは大事な一つの宝ということですから、これを利用できるように、今、質問ありましたように、やっぱり一つは空家バンクというものを中心にですね、今、制度そのものがありますから、それを中心に進めたいと。そうやって少しでも、そういったことによって、移住促進につなげていただけるということだったら、府の事業、また、そこへ町単費を上乗せすると、こういうことで不十分であるにしろ。そういう方向で今やっているところであります。

今、質問ありますように、ここの充実いうんか、やっぱりきっちりしていかなと、いかなだろうとは思いますが、現在、そういう方向では進めております。

そういう意味で、今、まちづくりトンネルで、今、言われて出ていくトンネルと、確かに自然減とか、社会減というのを考えてみますと、社会のときには、そのプラス面、マイナス面どう出るかというのも、大きな問題ですが、プラス面になるようにですね、総力を挙げて、まちに魅力のあるものを考えていこうということで、昨日も質問ありましたように、住民の皆さんと協働して、そういった魅力のまちづくりに取り組んでいく。その中に、空家バンクも実は、今、言われたように住民からもう少し行政として強く押してほしいなという希望があるんだなというふうに受け止めましたで

すけども、そういう中で住民と協働しながらですね、空家バンクの登録の推進というのに努めていきたいと。それはやっぱり和東町魅力のあるまちづくりに進めていく、大事な柱だと思っております。よく和東町でも言われるんですが、空家がまちづくりの宝なんだと。こういう感じで行政を進めてまいりたいと、このように思いますので、今後とも、よろしく申し上げます。

○委員長（岡田泰正君）

岡本委員。

○8番（岡本正意君）

空家をどう活用するかということも大事だということは、私も思っておりますけども、それは言ってるのは、それだけに依存せずに、やはり町営住宅、公営住宅といった、一定の何百戸も造れとはそんなできませんから、言いませんけども、やはり10戸、20戸といった。やはりそういった規模ぐらいの住宅は、やはり町としてもちゃんと用意しておくということが、やはり今後、本当にやっぱり定住してもらおうとか、若い世代にやはり残ってもらおう。また、観光等で来られて、今は、ちょっと今、コロナで人出も少ないですけども、また戻ってこられて、やっぱりこの和東でぜひ住んでみたいと思ったときにですね、やはりすぐに決断するということになる、やっぱり住む場所ないと決断できませんよね。やはりそうやっている間に、どこかにもういってしまっ、そこでもう住んではという例が、やっぱり結構あるわけですね。

ですので、やはり町営の住宅というものを、やっぱり一定数確保していくということですね、今後やはりしっかりと方針に持ってですね、やっていただきたいということをおっしゃいますので、そこはちょっともう今回いいですけども、そこをちょっと強く頭に入れといていただきたいというふうに思います。

それで、次にですね、100ページですかね、すみません、92です。92ページの文書広報費、いわゆるホームページ、ソフトウェア保守料とか、あと茶源郷行政情報発信システムの関係なんですけども、今回、令和2年度において、もうホームペー

ジをリニューアルするというので、今、議会のほうにもどういう中身にすればいいかということで意見求めて、頂いています。頂いているんですけども、ただ、令和元年度としては、今のホームページで発信をしていただけてきました。よくソフト自身の限界というか、そういうことが理由になって、なかなか町のいろんな情報を思ったように発信できないという言い方されますけども、果たしてそれだけなのかということなんですよね。やっぱり今の器の中で、ソフトの中でも、やっぱりもっと必要な情報を迅速に分かりやすく伝えるということは、ただ、やっぱりまだできると思うんですよね。そこがやはりなぜ、なかなかその情報の更新が十分されないとか、古い情報が残ったままであるとか。また、せっかく町長の部屋という、町長の何を考えているのかとか、どういうことをいつかはるのかということをお教えるようなところが、わざわざありますよね。でも、そこもほとんど内容が更新されないということをいうたら、もうそれは大変もったいない状況あると思うんです。

やっぱりそれは、やはり開いている以上は、今のあるソフトの機能をやっぱり最大限使って、やはりその中で、やっぱりその中でのやはり情報をちゃんと発信していくということが、やっぱりできていないということやと思うんですよね。そこは一体何が問題なのかということをお、そこがちゃんと分かっていないと、例えば、次、何かすごくいいソフトを持ってきても、結局、それに見合ったちゃんとした情報発信できないということにもなりますので、やはり今の現段階のところでの運用状況が、何が問題なのかということをお、ちょっとその辺どうお考えておられるのかということをお、ちょっと担当課としてお聞きしておきたいのと。

それから、茶源郷配信システムにしても、私もあまり見れてないんで、申し訳ないという面はあるんですけども、ただ、たまに見たときに、そこにもいろんな各課とか、いろんな情報が、過去のものも含めて置いていますけど、もう本当に更新されていないですよね。だから、本当はかなり昔のやつが、そのまま残っているみたいなことがあって、そういう点では大変ちょっとその情報を知るツールとしては、一回、例えば、

それたまたま見たとしても、もうええわとなってしまうんですよ。どうせ次見たって何も変わってないからという、そういうことも含めて、やはりその今あるツールをちゃんと使っていくという意味での運用が、なぜ、そううまくいっていないのか。その辺の原因とかをどういうふうに分析されていますか。

○委員長（岡田泰正君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

岡本委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、ホームページでございますが、岡本委員おっしゃるように、ホームページ、確かに前のままの情報であったり、更新されてもトピックス、また新着情報ですね、この欄については5行、もしくは6行しか、岡本委員入らないんです。それで、岡本委員は多分、今回の奨学金の関係でも見ていただいても、すぐに情報が新しくなれば隠れてしまう。住民に必要な、私たちが伝えたいやつがもうすぐに見れなくなってしまう状況がございます。

また、今のホームページのシステムでございますが、それぞれ担当課で入力をするようにというお話をさせてもらっているんですけども、ふだん、私たちが使っているパソコンのワードという、ああいう文章、また一太郎という文章、直接入力できないような内容になっておりまして、やはりなかなか職員それぞれが使いにくい仕様であったということが、原因だと思われます。

今回、更新につきましては、当然、住民の方にできるだけ分かりやすいように情報を伝えたいということで、それぞれの課から検討委員を出していただいて、こういうようなホームページになったらいいなという話をした上で、一定の仕様書を作り、作成をしまいたいと考えております。

また、茶源郷配信情報システムの関係でございますが、これについても実際、昨年度確認してみますと、動画として流されているのが議会中継、また保育園の行事、そ

れと和東町の四季の風景というところで、ポイント、ポイントで年4回程度出させてもらっているのみとなっているのが、現状でございます。

また、住民課のほうの事業がありましたら、住民課のほうで撮影していただいて流すというのが、年一、二回ある程度でございますので、やはり次の9月の2日目の定例会でちょっと提案をさせていただく予定をしておるんですけども、この茶源郷配信システムにつきましても、来年3月をもって、一定N T T西日本のほうが終了されるという話を聞いております。それに併せて、一定考えたいということで思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（岡田泰正君）

岡本委員。

○8番（岡本正意君）

なかなかその職員さんにとっても使いにくいものであったということもあると思うんですけども、ただ、やはり役場町自身が、やはり情報をどう伝えたいかという、いややはりその意識の問題もあると思うんですね。ですので、やはりそういった意味でも、今度どういうふうになるか期待したいとは思いますが、今、本当に、いわゆるインターネットの時代の中で、ちょっとした情報がある意味、社会そのものを変えていくような、それがインパクトのある、いいも悪いもですけども、そういった時代になっているというのは確かだと思います。

そういう点で、やはり和東町のまちづくりのイメージであるとか、また、そういったものをどのように伝えるかで、前からいわれる、ふるさと納税の話もありましたけども、私ふるさと納税自身は、あまりいい制度だとは思っていませんけども、ただ、ああいうこと一つとっても、やはりどのように発信するかによって、やっぱり大きく、やはり同じことをいっていても変わってくるというふうに思いますので、ぜひちょっとそこは、今後の間の取組で出てきた問題点をちゃんとやはり反映して、いいものをつくっていただきたいというふうに思います。

それとですね、あとはやはり茶源郷配信システムの関係は、やはり今度3月で一定区切りになるということですが、やはりそういった仕組みとして続けていくのであれば、やはりとにかくこれも使いにくいわけですね、住民にとって。ですので、そこはやはり動画の扱いにしてもそうですけども、ぜひ、本当に使いやすいツールとして活用できるように検討いただきたいと思います。

次に、100ページ、102ページですけども、一つは路線バスICカード11万5,000円ということと。それから、100ページですね。102ページの路線バス運行維持補助金3,751万4,404円のことなんですけども、いわゆる免許返納をされる高齢者の方が徐々に増えてくる中で、それへの対応ということもあって、そういう取組もされていると思いますけども、その辺の今年1年間どのような動きがあったかということも含めて、お聞きしておきたいのと。

それから、路線バス運行補助金が3,700万円を超えるという意味では、本当に大きな赤字といいますか、いうことを生んでいる表れでもあるんですが、それはそれでやっぱりいろいろと努力は、利用促進という点でされてきたとは思いますが、結果として、こういう状況になったということで、どのような努力をされてきたのか、また、なかなかそこが利用が進まないという点での感じておられることとか、その辺はちょっと報告いただきたいと思います。

○委員長（岡田泰正君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

岡本委員のご質問にお答えさせていただきます。

路線バスICカードの乗車券の発行枚数でございますが、令和元年度につきましては21人の方に交付をさせていただいております。平成30年度が16人ということで、5名前年度より増えているという状況であります。

次に、路線バス運行維持補助金の関係でございますが、これにつきましては、国庫

補助の足りない部分、和東町が補填をするという部分の補助金でございますが、昨年度、奈良交通に確認しますと、当時、燃料代のほうが増えてきているということで、どうしても収入は変わらなくても、経費の部分で多くかさんだということで報告を受けているところでございます。

また、利用者の実態でございますが、昨年度につきましては、インバウンド観光の方でJR加茂駅から乗られる方が相当増えているということで報告を受けています。

しかしながら、高校生の利用につきましては、横ばい、また小・中学生につきましては、そもそもの児童・生徒数が減っているのでは増える見込みがないということでございます。そのため、今年度の4月から岡本委員ご承知のとおり、高校生の定期代の補助を引き上げさせていただきましたが、3月からのコロナの関係で、保護者の方がやはり万が一バスに乗って子供がコロナウイルスに感染したらどうだろうというところがあって、やはり自家用車で送迎される方が増えてまいりました。その関係で、やはり子供については、それに慣れてしまえば、それ以降も保護者の方の送迎に頼られるという状況がございますので、そのあたり年末に路線バス対策協議会開催する計画をしております。原因を分析して、住民の皆さんと情報を共有したいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（岡田泰正君）

岡本委員。

○8番（岡本正意君）

特に、今、本当に公共交通の関係というのは、コロナの、今現在でいいますと、コロナの感染拡大の中で、鉄道も含めてですけども、大変利用が控えられて、特に、バスなどでもですね、経営が大変になっているということは聞いております。

大変、タイミング的にも大変悪かったというか、ちょうど年度末と年度初めが、普通はそれで定期も買っていくわけなんですけども、休みになってしまったので、いうこともあって、大変残念だった面もあるんですけども、ただ、今後ともですね、やは

り路線バスを維持していくという点ではですね、避けて通れない問題ですので、引き続き努力いただきたいというふうには思うんですけども、一つは、その高齢者の、いわゆる免許返納の代わりというか、対してＩＣカードをお渡しして、一定期間ですね、回数をそれでバスに乗っていただくということなんですけども、前から言っていますように、それはどうしても限られたものであって、それが終わったら、それでカードが終わってしまうという状況があります。

ただ、これからやはり高齢化も進んでくる中で、免許を返される方も増えてくるというふうに思う中で、やはりそういった方がやはりそのまま、やっぱり公共交通にどういう公共交通をするにしても、乗っていくという状況をつくっていくためには、そういった一時的なことじゃなくて、やっぱり一定恒常的に、やはりそういったものを促していくような施策が必要だというふうには言ってきましたけども、前に、いわゆる奈良交通であれば、そのゴールドカードやったかな。そういったことについて、推奨していくという話もありましたけども、具体的にその辺の一定そういうものを購入する際の補助であるとか、また、もっと違った意味での交通費の負担軽減であるとかですね、そういったことは今後増えていくことも含めて、考えておられることがあるのか。お聞きしておきたいと思います。

○委員長（岡田泰正君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

岡本正意のご質問にお答えさせていただきます。

まず、高齢者のバス利用の関係でございますが、和東町の地域公共交通会議でも議論をされておる内容でございます。やはりその中で、高齢者にとって、実際もう車の免許を返納する時点で、やはりなかなかバスに乗れない。結局、車を運転できるうちに、バスに乗ってもらうというのが必要だというお話をいただいているところでございますので、そういう意味も含めて、住民の方にはできるだけバスを利用していただ

くようにお願いをしたいと思っております。

また、和東町のグリーンスローモビリティの関係でございますが、この10月から11月にかけては、西和東地域、東和東地域ということで、生活路線、実際バスに乗ってもらう、買物にってもらう、医療機関で受診してもらうという形で、東和東ルートにつきましては、門前・原山地域を中心に、また、西和東地域につきましては、白栖・石寺・撰原・下島地域を巡回するというコースを計画しております。その中で、当然、ふれあいサロン等高齢者の方に、その利用の促進を図りながら、一定つなげていきたいというふうに思っているところでございます。

また、奈良交通の独自の制度でございますが、ゴールドクラブ定期、高齢者65歳以上の定期券を一定の額をお支払いされれば、子供の運賃でバスが利用できるという制度でございますが、奈良県では、年1回目に限りなんですけども、奈良県の事業として補助されているということで、奈良交通のほうから聞いております。実際、和東町で高齢者の方全てにゴールドパスを渡すとなれば、相当な費用、補助につきましても相当な額となりますので、これからのやはり検討課題ということでご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（岡田泰正君）

岡本委員。

○8番（岡本正意君）

最後、分かりました。そこはですね、ぜひちょっと、ただ、やはり実際に車乗っている間からバスに乗っていこうというのは、なかなか簡単なようで難しい面もありまして、そういう点ではやはり一定のインパクトのある取組もしていかないと、なかなか自家用車からバスに乗り換えていくということ。乗り換えなくても、一定乗ろうかなという動機づけになるというのは、大変難しい面もありますので、ぜひそこは、ぜひ検討いただきたいというふうに思います。

今回、ちょっとこれ最後ということなんですけども、先ほどグリーンスローモビリティのことで話がありましたので、ちょっと中途半端になりますけども、ちょっと取りあえず言っておきたいと思います。

今回、令和元年度でいいますと、172ページにゴルフカートの車両を買われております。286万円ということで上がっております。それで含めまして、確か秋ぐらいでしたか、冬ぐらいにかけて、住民さんの足としていけるかどうかということも含めた試験運行のほうを、令和元年度で取り組んでいただいたというふうに思うんですけども、実際のところ、特に中和東コースでしたか、あたりを動いていただいたんですけども、実際、その結果というのが、大変厳しい状況あったというふうに、私は思っているんですけども、その辺、担当課として、担当課というか、として、どのように評価されて、今ありましたように、今年もほかのコースも使ってですね、試験運転をやるということになっていきますけども、やはりこのゴルフカート等を使ったグリーンスローモビリティというものを、観光用としては一定、多分、定着できるんじゃないかとは思いますが、一般の足として、地域の足として使っていくということは、大変課題も多いと思うんですけども、その辺はどのように評価されて、やっぱりこれは導入していこうということで、それはそれで変わらず思っておられるのかどうかも含めてですね、令和元年度のその試験運行の結果への評価も含めて、ちょっと答弁いただきたいと思います。

○委員長（岡田泰正君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

お答えいたします。

令和元年度につきましては、11月25日から12月24日まで、午前3便ということで、中和東ルート、和東のこの庁舎の周辺、釜塚、それから門前、中ということで、ぐるっと回らせてもらったんですけども、19名のご利用でございました。

非常に少ないご利用で、なかなか目的があって路線バスに乗りたいのでとか、バスに乗りたいのでとか、あるいは、お店で何か買物をしたいからという目的ではなくて、どんなもの、乗り物かなということで免許を全て持っておられる方が試しに乗っていただいたということで、こういう新しい乗り物があるんだなということで、理解していただいたのかなということで、また、実際、南、釜塚はバス停までに真っ直ぐに直で結んだほうが早いですが、一時間のこの乗車の運行ルートですので、中和東ルート、ずっと乗って路線バスにつなぐというのは、非常に無理があったと思います。

ただ、やはり1台のグリーンスローモビリティを住民の方にどのようにご利用していただいて、まずは、最初になれていただくということで、一度走らせてもらったわけですけれども、なかなか難しいというか、路線バスに地域から直接結ぶようなルートが、やはり望ましいかなという、そういうことを思っております。

ただ、1回のこの中和東ルートだけで、19名の結果だということで、これでグリーンスローモビリティを路線バスに接続はしないと、観光だけにするというのは、やはり結論を出すというのは早いかなということで、令和元年度で2台目を購入しましたので、西和東ルート、それから東和東ルートということで、新たなルートを設けさせてもらいまして、実証実験させていただくということで、10月、11月予定しております。この結果を受けまして、本当に観光に特化するか、あるいは、住民様の移動手段の一つの手段としてなるかというのを判断させていただきたいなということで考えております。

実証ということで、今年度新たなルートを走らせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（岡田泰正君）

高山委員。

○2番（高山豊彦君）

私からは312ページなんですけど、居宅介護福祉用具購入費用についてです。これ

につきましては、今年1月からですね、受領委任払い制度を導入いただいたということですが、この受領委任払いを活用された人数を、ちょっと教えていただきたいんですが。

○委員長（岡田泰正君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

お答えいたします。

申し訳ございません。実数につきましては、今、手元のほうに資料持ち合わせていないんですけども、実際、ご利用になられた方のほとんどの方が、この受領医療払いのほうの制度のほうをご利用いただいているということでございます。

○委員長（岡田泰正君）

高山委員。

○2番（高山豊彦君）

ありがとうございます。後は、しっかりとまた周知していただいて、せっかくある制度ですから、利用していただけるように、よろしく願いいたします。

次に、戻りまして154ページなんですが、合併処理浄化槽の設置整備事業補助として82万円あるんですが、これについては件数は何件ぐらいあるんですか。

○委員長（岡田泰正君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

お答えさせていただきます。

2件でございます。

○委員長（岡田泰正君）

高山委員。

○2番（高山豊彦君）

ありがとうございます。金額的にはそれぐらいかなと思っていたんですが、この2件でですね、全体的に合併処理、地域大体何%ぐらい達成している状況なんですか。

○委員長（岡田泰正君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

お答えさせていただきます。

ちょっと手元のほうに資料は持ち合わせてはおりませんが、公共下水区域以外のところについての合併浄化槽補助金でございますし、また、当初これができた当初、割とお申込みあったんですけども、最近では本当、予算的にも国のほうに補助金申請しているんですけども、なかなか逆に利用者の方が少なくなってきたというような状況がございます。400ちょいぐらいの数字での合併浄化槽が設置されているというような数だと思います。

○委員長（岡田泰正君）

高山委員。

○2番（高山豊彦君）

分かりました。一定金額も必要になりますから、その関係かなとは思いますが、なるべく、まだ未設置の場所に、お宅についてはですね、推進していただくように、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

次に、166ページなんですが、野猿追い払い捕獲業務委託料ということで138万円ございます。これについて、最近、猿の姿もですね、暑さのせいもあるか分かりませんが、あまり目にしなくなったような気がするんですが、令和元年度の捕獲量と、あと多分、あと行動管理するためのセンサーというんですか、そういったものもつけられているかと思うんですが、その数をちょっと教えていただけますか。

○委員長（岡田泰正君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

高山委員のご質問にお答えしたいと思います。

猿につきましては、また大型おりと、それから有害のこの形で追い払いの関係でしていただきました。追い払いにいたしましては猟友会のほうにお願いいたしまして、山の中に、木のところにいるというのも撃っていただいておりますので、それが当たって、言わば手応えはあったんですけど、そのまま逃げたというような話も聞いておりますけど、一応、平成30年の実績としましては、大型おりも含めて30頭の捕獲をしたということでございます。

この分につきましては、追い払いにつきましては3年間やっていただきまして、今年もなかなか猿が出たというようなご連絡も少ないというか、ほとんどなくなってきておりまして、猿が出現するというのが群れではなくて、何かはぐれみたいな形で、四、五頭が動いて悪さしているというような格好なんですけど、従前みたいにどっと団体で来て農作物を荒らすというような状況はなくなってきておりますし、先ほど言いましたように、連絡の方も、ほぼほぼ現在ないような状況でございます。

○委員長（岡田泰正君）

高山委員。

○2番（高山豊彦君）

ありがとうございます。確かに、これはまた多くなりますと、農作物の被害につながっていきますので、継続してそういった取組をですね、よろしく願いしたいなど。

○委員長（岡田泰正君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

すみません。もう一つの発信器でございますが、生きている分がちょっと分からないんですけど、一応2波、2機は生きていると、和東町内での和東B郡につけているということですが、その受信機自身もなかなか電波を受けなくなっていますので、

どこにいるのかはちょっと分からない状況でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（岡田泰正君）

高山委員。

○2番（高山豊彦君）

うちの家の前におりました。それは冗談として。これも継続して取り組んでいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

次に、172ページなんですが、市町村運営有償輸送等運転者講習会受講料の負担金として、額的にはしれているんですが出てるんですが、これについては、この受講される対象者というのが、どういった方なのか。教えていただけますか。

○委員長（岡田泰正君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

お答えいたします。

172ページの市町村運営有償輸送の運転者講習会での受講負担金4万5,500円でございますが、これはグリーンスローモビリティを運行させていただくに当たりまして、受講をしていただかないといけない研修になっております。

今回は、昨年、令和元年度5名、これは地域力推進課の職員も、もし雇用している方が休まれた場合に、急遽入らないといけませんので、職員プラス実際に走っていただける方ということで5名の受講ということで、京都運転ボランティア友の会というところに、方に講師をお呼びさせていただきまして、受講を1日で、受講ということで観光案内所の2階でさせていただいた経費となっております。よろしく申し上げます。

○委員長（岡田泰正君）

高山委員。

○2番（高山豊彦君）

今後ですね、先ほど、今後またグリーンスローモビリティの運行ということで進められていくということですから、今度は、2台が走行するということになるんですかね。そういたしますと、そうしますと、今後もまたこの部分についても、対象者を増やすことを検討していかないといけないということになると思いますし、また、二種免許持っておられる方がたまたまうまく見つければいいんですが、そういったことも今後のことも含めまして、いろいろと検討もお願いしたいなというふうに思いますので、よろしく願います。もうこれは答弁、結構です。ありがとうございました。

○委員長（岡田泰正君）

会議の途中ですけども、ただいまから午後2時35分まで休憩します。

休憩（午後2時25分～午後2時35分）

○委員長（岡田泰正君）

休憩前に引き続き会議を開き、質疑を続けます。

井上委員。

○6番（井上武津男君）

それでは、私のほうから1問か、2問質問させていただきます。

P88のスマートワーク・イン・レジデンス事業委託料が300万円とあります。

これは当初から現在何社ほど参加されておるのか。ちょっとそこらのところからお聞きしたいと思います。

○委員長（岡田泰正君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

スマートワーク・イン・レジデンス事業の300万円の件でございますが、会社のご利用というか、モニターツアーの実施をさせていただきました。モニターツアーとか、視察の訪問ということで受けさせていただいているんですが、視察が4団体18人、それから企業へのプロモーションモニターツアーが3社4名となっております。

ただ、こちらのオフィスの利用、行政も使っておりますので、利用客としては347人の利用でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（岡田泰正君）

井上委員。

○6番（井上武津男君）

地域活性化事業では、将来的にも、これは有望であり、Withコロナの今日、リモート社会が活発になっています。いわゆるワーキングホリデー的な考え方で、仕事を和東でしながら、緑豊かな和東に滞在し、心を休ませてもらう。最終的には和東に移住してもらうという、こういうふうになったら、私はいいなとは思っております。

そこで、啓発はどのように情報発信されているのか。この点についても、少しお聞きしたいと思います。

○委員長（岡田泰正君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

お答えいたします。

情報発信の方法としましては、和東町のホームページの中に、いいところ和東茶源郷というところにリンクさせていただきまして、スマートワークの利用促進を図っております。

また、令和元年度は、近畿日本ツーリスト関西さんに委託しまして、この近畿日本ツーリストさんの情報で流していただいておりますし、現在は国際日本茶協会さんがSNS等で情報発信をされておられまして、サテライトをPRしていただいております。

また、こちらのサテライトオフィスは、総務省のほうの補助金も活用させていただいて、うちの整備したものでございますので、総務省の地域力創造グループの地域自立応援課というところのお試しサテライトというところで、全国的に向けて、和東町のサテライトということで、PRしていただいております。

また、パンフレットのほうも相楽東部未来づくりセンターと連携しまして、相楽東部ひと・企業誘致促進協議会の中で、パンフレットを作成して、企業等への誘致を行ってもらっていますし、また、先ほどのワーケーションを目的とした企業向けの研修モデル講師用のパンフレットも作成していただいております。茶畑を眺めるオフィスで研修してもらって、お茶摘み体験、マウンテンバイク体験、湯船森林公園の体験ということで、また、宿泊をかねて京都和東荘での宿泊ということで研修コースのプランですね、企業の誘致を図っているところでございます。よろしく申し上げます。

○委員長（岡田泰正君）

井上委員。

○6番（井上武津男君）

ありがとうございます。いろんなところに情報発信していただいておりますということがよく分かりました。

そこで、ステップ1としての空家や山の家、それをまた併せて利用して行われれば、より活性化すると思いますが、町長いかがなものでしょうか、これ。

○委員長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

お答えいたします。

今日、国のほうでは内閣総理が決定されているんですが、私の聞くところによると、新しい内閣は一極集中を、その内容については検討されているようですけども、東京から離れたところについては交付金制度をつくるという、しかし、私は一極東京やなしに、この都市と農山村で、今、言われますように、こういうものにこれからの一つの道が開けるのかなというふうに思っております。

それと、新しい内閣でよく言われておるのは、まだはっきり発表はされていないんですけども、聞くところによりますとですね、ここの働き方がとか、また、農山村の

在り方というのを、もう少し力点を置いた施策を打たれると。そういうことになってきますと、今、言われましたように、和東町の宝、先ほど空家バンクの話あって、これも宝。それであるところの今のテレワーク、こういったものというのは、非常に重要なことを占めてくるだろうと。特にですね、先ほどちょっと未来づくりセンターの話が出てました。そこで取り上げていただいておりますのは、学研都市に隣接している。学研都市だけ勤めるんじゃないしに、こちらにいて、空家とか、在宅してですね、住んで、そして学研の、また、こちらに週末はこちらでして、学研の研究するとか、そういうことも、今ちょっとその中での議題として協議もしながら進めてもらおうということで、今、お願いしております。

京都府のほうでは、早くこの相楽地域はですね、学研のほうと相楽東部、いわゆる都市とこの農山村の連携というのを大事にさせていただいております。この辺を生かして、今、言われますように泊まる場所もあるんなら、民宿もあるなら、また、空家もあつたりですね、そういう、移住にも来てもらえると、そういうことになっていくだろうと思います。

これからの話は、住所を有しているというだけではなくてきますから、関係人口と交流人口、この辺を、まず、きちっと評価してもらえようときも来ると思いますので、まずは、そういう方向に向けてですね、まずは、1にも、2にも魅力を感じて、この自然豊かな、今、言われたように静かなところへやっていただくという自然力を生かしたワーキングというのが大事だと思いますので、ワークというのがね。だから、そういう方向がこれから時代の流れだと思いますので、その時代の流れをきちっとつかんで、今後、まちづくりしていく必要があるかと、このように思います。

○委員長（岡田泰正君）

井上委員。

○6番（井上武津男君）

ありがとうございます。実に、いい答弁いただきました。ありがたいと思います。

和東の魅力が分からなければ、移住は無理だと思いますので、取りあえず数日間、数週間滞在して分かっていただくということが大事だと、私も考えております。

そういう意味では、このスマートワーク・イン・レジデンスの重要性というものを認識しておるところでございます。

次、106ページの過誤納について、少しお聞きしたいと思います。過誤納はどういうものであるのか。ちょっとその点について、お聞きしたいです。

○委員長（岡田泰正君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

お答えいたします。

過誤納の原因となりますのは、例えば賦課額変更、申告等の結果によりまして、納め過ぎとなっている場合がございますし、それから、あと本当に二重払いをしてしまった。例えば、納付書を送ります。納期内に納付がないので、15日後ぐらいに督促を送ります。督促の納付書も送ります。その両方とでもう払ってしまったとか、そういったことも考えられますので、そういったことが過誤納ということで、還付金ということになってまいります。

○委員長（岡田泰正君）

井上委員。

○6番（井上武津男君）

いや、過誤納は多少あるのは分かるんですけども、今年以外とこの過誤納多いと思うんです。いわゆるコロナの影響で節減になったものにまで過誤納されたのか。ちょっとそこらがよく分からんのですけれども、どこの部分が一番多かったか。ちょっとその点だけでも結構ですので、教えていただけたらありがたいです。

○委員長（岡田泰正君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

お答えいたします。

すみません。ちょっと過誤納還付金の明細につきましては、今、ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、また後ほどお答えさせていただきたいと思います。

○委員長（岡田泰正君）

井上委員。

○6番（井上武津男君）

納付し過ぎるというのも、一つこれが問題になると思うんです。やはりきちっとした形で、その点についても教えていただきたいと思うんですけど、また後からでも結構ですけども、よろしく願いいたします。

○委員長（岡田泰正君）

よろしいですか。

藤井委員。

○3番（藤井清隆君）

ページ数118と120で、自殺、自殺対策計画策定委員謝金というのいきます。1万1,000円ですね。それから、自殺対策計画策定業務委託料330万円ですね。あるんですが、これはどういうものであるのかということをお尋ねいたします。

○委員長（岡田泰正君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

お答えいたします。

これにつきましては、一定国のほうからの指示の下、つくらせていただいた計画でございます。これにつきましては、相楽東部3町村でつくらせていただきました。118ページの自殺対策の計画策定委員謝金につきましては、策定委員会のほうでつくらせていただきまして、そこで検討していただいていたということでの策定委員の

謝金でございます。

また、120ページにつきましては、これの委託料ということで、策定につきましては、コンサルタント会社のほうに業務委託させていただきまして、国の求めているもの、そこら辺の情報とかもとっていただいた中で、策定委員会のほうで作っていただいて、最終製本していただいたというものでございます。

○委員長（岡田泰正君）

藤井委員。

○3番（藤井清隆君）

国、委託業者なんですけど、どちらとおっしゃいましたか、今。委託業者なんですけどね。もう一度。

委託、自殺対策ですか。策定業務の委託業者ですね。今おっしゃられましたよね。どちら、もう一度。

○委員長（岡田泰正君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

委託業者につきましては、株式会社「ぎょうせい」のほうに委託しております。

○委員長（岡田泰正君）

藤井委員。

○3番（藤井清隆君）

国のほうで、そういう何か結構指示を受けてやっているという、らしいんですけど、これは、しかしこういうように、これは多額のお金を払って、これ自殺対策というのはどうかなと思うんですけどね。

ところで、和東町で自殺者というのは、これは一遍、統計とか出ているんですか。

○委員長（岡田泰正君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

お答えいたします。

まず、自殺というものの定義が難しくございまして、我々行政で定義するのは難しいというところで、本来でいきますと、この自殺につきましては、警察が自殺なのか、事故なのかというような一定の判定はしていただいております。

一定、和東町というのは京都府のほうでつかんでいただいている中では、毎年毎年あるわけではございませんが、過去5年、過去10年の中でいきますと、和東町においても自殺であろうと、遺書が見つかるなり、状況証拠の中から警察が行って自殺であろうという処理していただいた件数はございます。それに基づいてやっておるものでございまして、この計画策定につきましては、福祉課業務の中でいろいろな計画があるんですけども、努力義務、またというのであるものもございますんですが、この自殺計画につきましては、一定、必須で、各市町村が必ずつくっていった中で自殺者を日本の国からなくしていこうという下に、計画させていただいているものでございますので、よろしく願いいたします。

○委員長（岡田泰正君）

藤井委員。

○3番（藤井清隆君）

そうですか。いや、それは国の計画がそういうあるというのは、今、聞かせてもらったんですけど、人口も和東あたりは少ないですから、そんなに多いはずがないんですけど、一部といえば失礼ですけども、やっぱり僕らそれよりも、やはり終活ですよ、自殺よりも、生きている人、死ぬ人をなくそうということなんですけど、それよりみんな死ぬわけですから、いずれは。だから、やはり終わりのことですよね。死ぬことをもっと考えるというか、終活ありますよね。そういうふうな対策というか、みんな考えていこうというふうなほうが、より庶民的というか、より現実的にあったみんなに共通する課題だと思いますので、むしろそういうところを力を入れて、こう

いう自殺対策の中で、これだけの金を突っ込むんやったら、そちらの終活対策のほう力入れるというほうが、僕は現実的だと思うんですけど、それについてはいかがですか。

○委員長（岡田泰正君）

福祉課長、答弁。

○福祉課長（北 広光君）

お答えいたします。

終活につきましては、ふだんでいいますと、ふれあいサロンなど、各地区でやっておられるときに、そういうようなお話も年間で回らせていただいているときにさせていただいたりとかもしております。これにつきましては、当然ながらマスコミ等でもいろいろと広報されているところがございますので、うちのほうでも終活という名前がいいのかどうかは別としまして、このようなことも広く住民さんのほうには、進めるというのもちよっとおかしいんですけども、広報といえますか、ふれあいサロンのほうでお話のほうはさせていただいておるところです。

○委員長（岡田泰正君）

藤井委員。

○3番（藤井清隆君）

何ていいますか。老人、年寄りばかりじゃなくて、やはり若いといっても、そこそこ年齢を積んだ人にとっては、やはり終わりの時期というのはだんだん近づいてくるもんですから、だから、やっぱりそっちのほうにむしろ、今、近代、やっぱり死というか、生きるほうをとにかく体、肉体をこの世に長らえさせようとして、いろいろ医療その他あるわけですけど、その方向はあるとして、やっぱりいずれは死ぬわけですから、そっちのほうもやっぱり、やはり力入れて、もう少し早めからやったほうがいいと思いますので、一つ、申し上げておきます。結構です。

○委員長（岡田泰正君）

岡本委員。

○ 8 番（岡本正意君）

それでは、162 ページ、まず、162 ページの晩霜被害茶園対策助成として115万2,000円を支出されましたけども、令和元年度自身は、いわゆるこのとおりで、大変甚大な晩霜被害がありました。大変大きな農家の方が被害を受けたわけですけども、町として、それに対する一定直接的な支援としては、これだけなのか。これだったのかというのを、ちょっと確認したいということと。

それから、168 ページ、プレミアム商品券補助金として677万6,826円が支出されましたけども、これはいわゆる消費税の増税が10月にありまして、政府のほうで、いわゆる低所得者対策というか、消費喚起対策ということで、いわゆる子育て世代、それから非課税世帯を対象にしたプレミアム商品券だったと思うんですけども、実際、その対象が何人かおられたと思いますけども、どの程度行き渡ったのか。その辺ちょっと結果の報告をお願いしたいと思います。

もう一つは、その下にお茶の駅構想プロジェクト云々というのがありますけども、この決算書には、この新商品開発と販路拡大助成金33万2,933円ということしか載っておりませんが、当初予算を見ますと、ほかに雇用促進助成金400万円とか、PR事業240万円とか、交流拠点事業700万円とか、大体1,400万円程度の予算が組んであったと思うんですけども、ここに何も記述がないんですけども、それはどうなったのか。その辺ちょっと答弁いただきたいと思います。

○ 委員長（岡田泰正君）

農村振興課長。

○ 農村振興課長（東本繁和君）

岡本委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、茶園晩霜被害茶園対策助成115万2,000円でございますが、これに対して、町からはということで、この一本でございます。農薬の関係で購入された分に

つきましての助成ということでさせていただきました。140ぐらいあったかと思えます。受益としては。

次に、プレミアム商品券でございます。当初、子育て世帯が48、それから非課税世帯が650人ということで、700戸ですね、700戸を想定しておりましたけども、実際、購入されましたのは246、子育て世帯につきましては全員48世帯全て購入されたんですけども、非課税世帯が少なくなりまして、246ということで、当初見ておりました35%の発行でございます。

あと、お茶の駅構想プロジェクト新商品開発と販路拡大助成金ということで、これは3月ですね、3月議会で不用額を落とすというところでも、お答えさせていただいたと思うんですが、取りあえず5項目の事業に対しまして、国が補助金等打てないところにつきまして、地方創生交付金の事業の中で交付するというところになっております。

この分、現年につきましては1社、設立はされておったのですが、ほかの項目の需要がございませんで、3月の補正予算で落とさせていただきまして、決算といたしましては、販路拡大助成金の部分で33万2,933円がここに記載されているということでございますので、よろしく申し上げます。

○委員長（岡田泰正君）

岡本委員。

○8番（岡本正意君）

まず、晩霜被害の関係で115万2,000円、いわゆる農薬の散布の関係での費用に対する補助ということで出していただいたんですけども、これはこれで何もないよりはといたら悪いですけど、農家の方もそれはそれで大変助かるという声もあったわけですけども、ただ、やはり30年、それこそ30年ぶりというか、ぐらいの改元して、平成のときも改元して、今回も令和改元した途端に大きな被害だったわけですけども、やはり今回コロナの関係につきましては、一定予算もあったこともあって、

支援金等の取組もされましたけども、やはり昨年も大変大きな被害だったというふうに思います。そういう点では、やはり町として、やはりこの令和元年度というのは、景観条例も制定され、制定というか、施行されて、いわゆる生業景観ということ、まさに位置づけてですね、いわゆる景観というのは生業があってこそその景観だということで、内外にも発信をされて、基幹産業として町としてもお茶あつての和東町ということで、標榜されているという意味ではですね、大変ちょっと寂しい支援だったんじゃないかというふうに思うんですね。

やはりこれは、今回こういうことだったんですけども、今後ともやはりいろんなことがありますから、やはりもう少し町としても、それにふさわしいですね、もちろん限界というものはありますけども、やはり町としてお茶のまちというのであればですね、こういう困ったときに、やはりもう少し町独自のですね、そういった支える制度とか、そういったものも、今後やはりつくっていくということが、やっぱりこの令和元年度のこの晩霜被害からも大変求められているんじゃないかというふうに思いますので、その辺ちょっと町長のお考え聞きたいというふうに思います。それが一つです。

それと、先ほどプレミアム商品券の補助金については、35%ということで、本当にその消費税の増税によって、いわゆる特に生活が大変になるというふうに、いう位置づけで、これは政府のことですけど、この商品券というのが配られたとか、引換えに、配ったわけじゃありませんけど、買ったわけですけども、なったのが、4割も届かないというのはですね、いかに、この消費税の増税の負担が大きいかということと。この政策自身がいかに愚策だったかということが、大変よく分かるというふうに思う意味ではですね、大変そういった意味で、ちゃんと明記しておきたいというふうに思います。

あと、お茶の駅プロジェクトの関係なんですけども、要は、1社の方ですね、民間で事業をされるということで、この間立ち上げられて、何年計画か何かでやってこら

れたわけですが、結局、取りあえず、今でいえば1社に対して、何かそういうあれがあればということで用意した補助金というのが、ほぼ使われないと。それは単に必要がないからというよりも、そもそも何もしていないという状況が、要は、あそこの敷地の中で、本来ならもう既に何かあってもおかしくなかったわけですが、基本的に何も動きがないという状況の中で、今年の令和2年度の当初予算では、何かそういった関係の何か終局的なあれを用意しているような話がありましたけど、大変ちょっとこれは一体何だったのかなというふうに思わざるを得ないと思うんですよね。その辺、やはりどのように聞いておられるのか。その事業者の方から、要は、この補助金というのは、何年か前に立ち上げられた事業者ですね、がうちの駅の構想を町がそうやって打ち出したものを、大いに盛り上げていきたいということで、何億円という経済効果を予定されて、要は、この補助金を、国の補助金を牽引事業ですね。認定されたら、それに併せて、町としてもサイドから支援するというので、こういったものをつくられたわけですが、ほとんど要は活用されていない。活用せずに、ちゃんと自前でやりましたというんやったら、まだいいですけども、何も起こっていないというのはですね、町として、これどのようにお考えなのか。実は、その辺なぜそうなっているのかと。それは民間のことだから関係ないということじゃなくて、それは実際、国のそういった補助も受けられて、町が標榜されている、お茶の駅プロジェクトという、そういった私、何かよく分かりませんが、そういったもの、お茶の駅プロジェクトですね、そういったものが、結局何だったのかというふうに言わざるを得ない結果だと思うんですよね。ですから、町としてもその辺どうお考えなのか。また、その事業者から、なぜ何の動きもないのかということ、どこまで聞いておられるのか。毎年1,000万円用意してですよ、どうぞ活用してくださいといってるのに、何の動きもないというのは、この補助制度自身の存在が問われるわけですよね。こんなものに1,000万円を使うんだったら、用意しとくんだたらほかにも使えたわけですから、そういう意味で、どういうふうに評価されているのか。ちょっと答弁い

ただけますか。

○委員長（岡田泰正君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

お答えいたします。

私に頂きましたのは、こういう霜害起こったときにも、農家の基幹産業やいうときながら、少し少ないんじゃないかと、また、新しい制度考える気はあるのかと、こういうことでもあります。

基本的には、農家の所得についての直接的な制度というのは非常に難しい分野であります。その分野で、もし町の立場でいうならば、進めていかなきゃならんのは、所得保険農業共済の所得保険の加入を促進していくと、こういうことであろうと思います。

しかしながら、これまでとってきたのは、その霜害に対しての対策という意味で、その対策で援助をしていくとか。そのときなんだねという援助というのはやってきました。いわゆる霜害によって、早いこと消毒しなきゃならない。その消毒に対して、何ぼか補助をしましょうかとか、そういう対策は考えてきました。一般的、普遍的に所得が落ちたから、その所得を見ますというのは、なかなか普通、本来の中ではできないことでもあります。

しかしながら、本年度は、このコロナウイルスの問題ということで、国のほうで特別対策をとられた。これにのっって創生交付金のような特別制度ができました。それにのっってやるということはできました。そのときに、確かに和東町のほうが先に走った面のところは、最初はあるんですが、ここを今、岡本委員が言われた特別なときだという、非常にこの通年ではなかなか難しい中で、今年については、特別な中でやっていかなあかんというスタンスが立ちましたが、しかし、それを国の方向の特別対策の見えていたものですから、先行した部分もありますが、しかし、基本的には

そういう国の特別対策というのがネックにならんと、補償的な分野が一番やりにくい分野であるということが、その分野であると思います。

先ほど言いましたように、今後、所得保険ですね、加入促進というのを進めていくのを、一つの手かなと。このように思います。

そういう意味で、今の資金ですか、給付金のおきにも、京都府がやられておるのは、青色申告も将来してほしい、くださいねと。それと所得保険には入ってくださいねというのは、農業保険、農業所得ですか、そういう条件がつけていたと思いますが、それもそういう方向なんだろうというふうに思っております。ご理解のほど、よろしくお願いたします。

○委員長（岡田泰正君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

岡本委員のご質問にお答えさせていただきたいと思ひます。

地域経済牽引事業につきましては、中小企業庁とか、そういった経済産業省とかいったところからお金を有利にお借りできる。また、融資を同じですかね。融資を有利に頂けるといふような状況でございまして、今回、本町で交付しております、この牽引事業にかかるところまで指定受けたところについて、この交付金を使えるものが回ってくると、お金が回ってくるといふこととございまして。

ですので、和東町は本来はこの牽引事業で認定されました会社ですね、そういった国の機関等に申請されまして、独自で融資等を引き出していく、また補助金等を引き出していくといふような動きでございまして。その動きをするための土台として、和東町のみが、こういった計画をいただいたまぢにならなきゃならないといふこととございまして、土台でございまして。

今回、町がお渡ししているといふか、補助している分につきましては、地方創生交付金が、その計画に基づいてついでくると、総務省のほうからついでくるといふこと

でございます、国の融資と補助金等で該当しないところについて、町として何らかの形でご支援させていただくというような形で予算化させていただいたところがございます。

この会社につきましては、当初、お話にもございましたように、存在はしていませんでしたので、一昨年でしたか。それが社団法人和東でしたか。ということで、一般社団法人和東ということで設立されまして、その事業をどういうふうにしていくかということで詰めておられるというところがございます。

この33万2,000円につきましては、これの店舗関係、店舗関係をどういうふうにしていくかという構想をつくるために、支出されたお金でございます、随時、お集まりになりまして、そういった予算、それから資金の関係ですね、お話されているというのは、お聞きしております。

また、このうちが、和東町がですね、その計画の承認を受けているまちでございますので、ほかの会社も一つできました。令和2年7月6日の提出で、京都府のほうから7日付でですね、7月20日付でですね、承認結果ということで、もう1社会社ができております。この牽引事業の認定、牽引事業の京都府の認定を受けましてですね、店舗の設置といった形で、今後動いていかれるということになっておりますので、よろしく申し上げます。

○委員長（岡田泰正君）

岡本委員。

○8番（岡本正意君）

先ほど町長の、いわゆる収入保険ですよね。結局、そういう何らかの被害があって、収入が減るとか、所得が減ることに対する補填というか、そういったのは、何らか国も含めてですけども、そういったのがなかなかできていない中で、町としても何かそこに手を出すのは難しいだろうということだと思っておりますけど、確かに、それはそういう面はあると思います。

ただ、やはり晩霜被害にしても、コロナはもちろんそうですけども、ある意味、自然災害のようなものですわね、特に晩霜被害というのはね。何か、その人の、何か農家の責任で、何かミスをして、何か変なことをして何かお茶が駄目になって、収入が減りましたということじゃなくて、やっぱりそれは自然災害として、要は、雨とか、そういうのと同じことで、やはりどれだけ防いでも、なかなか防ぎ切れないという状況の中で起こっていることだと思うんです。

特に、このことがあった後に、よく聞いたのは、やはり一番茶を摘む前に、刈る前に、要は、かなりの肥料を投入して、農薬も投入し、また、それに対する人件費も乙入して、さあこれからというときにやられてしまって、収入が入ってこないということに対する、やっぱり大変な落胆ですよ。ですから、やはりそういう意味では、自分の自己責任で何か、そういう被害があったわけじゃないわけですから、やはりそういう意味では、全部とはいわなくても、いわゆるそういう投入した部分の一定そこに対して、本来収入を得るはずだったところに対する、投資に対する、全てとは言わないにしても、一定部分ぐらいの、やはり一定のそういう支援であるとか、それが補填というのか、補償というわけにはいかないにしても、やっぱりそういう支援ということも含めて、やはりそういうのがなかったらなかったで、それでいいんですけども、ただ、やはりそういうことが、やはり一定の期間の中で起こってくるわけですので、やはりそういうことも、やはり見越した支援の仕組みなんかも、町もそうですし、やっぱり京都府なんかにも働きかけて、ぜひ、そういうことを整えていくということもですね、ぜひ町としては考えていただきたいなということを、ちょっとそれは強く要望しておきたいし、それはちょっともう一度、ちょっと答弁いただきたいというふうに思います。

それと、併せて、今、課長からお茶の駅プロジェクトの構想についての話がありましたけども、新しい企業さんですか、今度、また新しく参入されて、この補助金の対象になるみたいな話されてましたけども、それはそうとして、今、これまでずっと1

社、1社ずっと和東ですか、株式会社和東ですか。そこが、要は、牽引事業者として認定されて、要は、それを受けて町としてそういう制度をつくったわけですよ、要は。

だから、ここ数年でいえば、その1社だけに対して何かしたときに、そういう援助しますよというような仕組みでやってきたわけじゃないですか。

しかも、それは町が公のプロジェクトとして、そのお茶の駅、いわゆるあそこのグリーンティ和東というか、和東茶カフェを一つの拠点にして、そこを周辺をそういうゾーンとして、お茶の駅だというふうに進めていくと。それをある意味、民間の力を借りて、大きく効果を上げていこうということだったと思うんですよね。

しかし、それがですね、要は、ここもう何年、それが話があつてから、何にもないわけですよ、はっきり言って。今、何かそういう立ち上げのための何か、今度、30何万円使ってやられましたという話ありますけど、そんなことを、今、今やることなんですかということなんです、今の段階で、そもそも。もう既に計画では、もう何か、具体的に何かやっておかしくないような状況やったわけでしょう。牽引計画の計画では。そういう意味では、もう大きくいったら、本当にされるのかどうかも含めて、よく分かりませんが、大変、いうたらプロジェクトとして大きい、遅れていると思うんです。遅れているというか、もう大変大きく予定が変わっていると。そういうある意味、民間の構想というものに、安易にといたら悪いですけど、何か乗って、それをちょっと支援しましたみたいなことは、やはりちょっと大変、私はこの間の動き見ても、町のあれとしては安易だったなというふうに、私は思わざるを得ないわけなんです。今後、その新しい方がどうされるのか、よう知りませんが、それも含めて、やっぱりそういうのに振り回されて、結局、何か町として何も残らないみたいなことにもなりかねないと思うんです。この間の経過だけ見てればね。

そういう点では、ちょっと町として、この補助金というのは、私、当初言いましたけど、木津川市なんかでは、そういったことは特にやって、同じように牽引業者あり

ましたけど、特にそんな市として何かしてはるわけじゃなかったですし、もう少し様子見て、必要やったらそういうこともやればいいんじゃないかという話はしたと思うんですけども、私は、それ自身はやっぱり正しかったんじゃないかと思っているんですけど、その辺、今回のこの令和元年度の結果を見て、町長どうお考えですか。

○委員長（岡田泰正君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

最初に、その補償の話ですけども、確かに、今年のこの制度、コロナ禍のこのいろんな対策を見て、いろいろと今後においてはですね、どういうときがあるのか、いろいろ考えるところではありますが、工夫はしなきゃならんところではありますが、今まで和束町がとってきましたのは、そういう自然災害とか、霜害とかに起こってきたときには、肥料だとか、肥料を農協と一緒に支給するとか、そして、反当たり消毒ですよとか、その対策に対しての、その説明のつくいう、所得というところへいくんやなしに、そういうことをされたところに対してするとか。物品で、そのしてきたというのが経緯があります。これは、今までの事業をやってきた中で、岡本委員もご案内のとおりの話、やってまいりました。これは実績です。

これまでのそういった考え方が大きく、私たちの認識も方向も変わったというのは、コロナウイルスの対策の非常にかげ離れた対策であったというふうに、私は思いますが、これも必要なことであったというふうに思っております。

そういう中で、今後どうあるべきかということなんですが、一番大事なことは、こういうときには、やはり所得をどう確保するか。この中では、今、農業共済というのが、京都府にありますね。その農業共済が新しくですね、今まではなかったんですけども、その被害対策の保険はありましたですけども、これは被害が起こったときの保険なんですね、共済制度。ところが、こういうことが起こってですね、こういうこというんですか。やっぱり今までから、所得補償をするべきだということで、共済が生

まれました。その農業共済の中に、今までは霜害だけの被害だけの共済だったですけども、所得の共済やっっていこうということで、今、保険制度、もう始まっておりまして、これはどういうところが基準なんか、その農家の5年間の所得がですね、平均になって、それより所得が少なかったら、その保険で支給しよう。

だから、保険は要りますけども、そういう中での考え方というのが、いうたら中心になって、今、進められていると、こういうことです。今後、こういうふうな大きな災害起こっては大変ですけども、国のほうもやっぱり、府のほうもですね、きめ細かくやっぱりこの農業に見ていただきたいなというときにはですね、今回、今後、これは大きな本当に、今年の制度というのは、そういう意味ではもっと見てくれるだろうというふうな気持ちもありますけども、基本的にはそういうことでありました。

それと、もう一つは、牽引事業であります。正直なところ、和東町はやっぱり、この大きな企業がありませんし、そういうところがなかったんですね。そのときにですね、和東町の中で、大きく自分のこの中で頑張っておられる企業が何社か寄って社団をつくってですね、社団として、一つやってみたい。そして、できる場所というのは、やっぱりアピールでしたら、お茶の京都というのを掲げてもらおうと、ちょうど財団法人、うちの和東町もやっていますし、活性化もやっています。町業者もやっていますから、非常に取り組みやすいですねということで、その問題の手を挙げさせてもうて、そういう方向はありますよということをしていただきました。

しかし、これは先ほど課長もいうてますように、それだけに、その方だけに限ったじゃなしに、その方に具体的な計画を上げてきたんですが、和東町全体でとれるようにいたしました。和東町のどこでも牽引事業になろうとしているところにはですね、手を挙げてたらいける。それが、今、言いましたように、1社牽引事業指定を受けて、今やられる。

また、もう1社牽引で目指して頑張っておられるところもありますし、もう一つはですね、これは、観光事業として、もうご案内のとおり、ご心配かけておりますが、

リゾート会社と一緒にあって、牽引事業取り組んでいこうと、こういうことにも考えているわけでありませう。

だから、和東町としたら、牽引事業取り組める地域なんだということで、企業誘致をしやすいまちづくりをやっていると。だから、そういう意味で、ときには1発目は、指導性もあったかもしれませんが、とにかくやりましようねというところがあったかしりませんが、そういうことによって、和東町全域が牽引事業受けられる地域であるということで、今後、さらに企業誘致に向けて、これも大きな資料にして頑張っていくと、こういうことで考えていきたいと思っておりますので、よろしくご理解のほど、お願いします。

○委員長（岡田泰正君）

高山委員。

○2番（高山豊彦君）

私からは、82ページなんですけど、これの一番上にですね、退職手当がありまして、（赤字対策分）と書いてあるんです。この赤字対策分という部分についての説明をお願いしたいんですが。

○委員長（岡田泰正君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

高山委員のご質問にお答えさせていただきます。

和東町の職員におきます退職手当につきましては、京都市町村退職手当組合のほうに決まった額をお支払いするという形になっております。

しかしながら、早期退職であったり、予想をしない退職者が出た場合につきましては、本来、その退職管理組合の持っている資産という部分が減ってきますので、そういう早期退職があった場合には、この赤字対策という形で、本来の率に上乗せして請求をされるものでございます。

令和元年度につきましては、2,383万2,000円お支払いさせていただいたと
いうことで、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（岡田泰正君）

高山委員。

○2番（高山豊彦君）

ありがとうございます。

あと、1点だけ、162ページなのですが、共同製茶等省力化推進事業補助金48
2万円程度があります。162ページです。これについてはですね、どのような省力
化推進事業という、どのような事業なのか。教えていただけますか。

○委員長（岡田泰正君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

高山委員のご質問にお答えいたします。

これは乗用型摘採機でございます。

○委員長（岡田泰正君）

高山委員。

○2番（高山豊彦君）

分かりました。そのことで効率化を図ろうというようなことですか。分かりました。

これで482万円の補助ということで、件数にしたら、これはどれぐらいになるん
ですか。補助対象の件数というか。

○委員長（岡田泰正君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

お答えさせていただきます。

本来、この事業を受ける分につきましては、3戸の農家で共同体をつくっていただ

いて、共同利用ということになります。大体、これは1台分が480万円ほどするんですが、これは2台分でございまして、その800万円から900万円ぐらいのうちの44%を補助させていただいたということでございます。

○委員長（岡田泰正君）

高山委員。

○2番（高山豊彦君）

2台分ということで分かりました。やはりこれは、これまでもいろいろお尋ねしてきた分があるんですが、やはり農家の高齢化なり、そういった効率化はどんどん、これから図っていかないと、なかなかこう維持していくのは大変だということもございます。

今後についても、やっぱりこういった考え方で進めていかれるんですか。この補助制度というのは。

○委員長（岡田泰正君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

お答えさせていただきます。

今までも、大体2台程度の補助ができるような形で予算化させていただいておりますので、よろしく申し上げます。

○委員長（岡田泰正君）

高山委員。

○2番（高山豊彦君）

分かりました。なるべく乗用ですから、あまり範囲的にはそんなに山の部分では使えないということもあるのかも分かりませんが、そういった効率化が図れるような推進をですね、ぜひお願いしたいと思います。

以上で、私、質問終わります。

○委員長（岡田泰正君）

畑委員。

○9番（畑 武志君）

今、先ほど岡本委員のほうから晩霜被害についてのいろいろお話ございました。農家としては、それは肥料をやって、何もかもして、さあとるときに晩霜被害と、これは大変ショックです。1年間育てたやつが、一夜にして赤くなるのは、それは大変ショックなんです。

でも、去年は僅かながらも、そういう対策いただきました。

今、考え方はこうなんです。扇風機をつけてなければ、茶ができないと。霜当たりましてん。扇風機つけへんからやと、防霜扇つけへんからやと、それは自分が悪いねんど、こういう答えしか返ってこないんですよ。自分は自分守らなしょうがないんですよ。確かに、扇風機1台は何十万円しますよ。でも、ああやってやるなら、そういう投資をしていかななくてはならないんですよ。そういう時代が来ているんで、これもう気候の変化いうのか。これだけ事前に言うときます。

次、質問に入ります。農村振興課長にお尋ねをいたします。

この施策の説明書の中で、9ページ、農業次世代人材育成資金給付事業、これは青年就農資金のことだと、このように思います。青年就農いうのか。これについて、今現在、何人おられて、金額で割ったら分かるんですけど、何人に補助金を出しているのか。お尋ねをしたいと思います。

○委員長（岡田泰正君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

畑委員のご質問にお答えさせていただきます。

令和元年度につきましては、150万円を交付したのが2人、それから225万円ということで、一夫婦、夫婦の方に1組ということでございます。

○委員長（岡田泰正君）

畑委員。

○9番（畑 武志君）

これは、1年間150万円の4年間ですね。

○委員長（岡田泰正君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

お答えさせていただきます。

年齢の制限もございますので、いつから始めるかということで、残期間はございませんけど、5年間ということもございますので、よろしく申し上げます。

○委員長（岡田泰正君）

畑委員。

○9番（畑 武志君）

何でこんなことを言うかいうたら、改めて、これは荒廃地が出てきて、跡を継いでくれはる人、これは結構なありがたいことなんです。

ところが、いろんな方からちょっとお話を聞いていったら、その制度のお金をもらって、4年間の間にお金だけもらって、はい、さよならというケースが何か過去にあったそうです。それに対して、和束町は一般ラインを持っておられない。持ってませんから、京都府だけですから、これは何ら言えないのか。それとも、それは以前の制度であって、今年度、最近はこういうことですよと。この辺分かれているんかどうなんですか。

○委員長（岡田泰正君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

お答えさせていただきます。

委員のおっしゃるように、平成29年度から、そういった事態がありますので、それまでの制度、言わば青年就農給付金という制度を、平成28年度まで、名前はそういう形でした。そのときの認定を受けておられる方につきましては返却する。お金を返すことが要らなかったということでございまして、そういった事例があったのかもしれないけれども、そういった事例を見て、国のほうでは改正されまして、名前が、農業次世代人材投資資金給付事業ということに変わった時点で、もらったものについては、全部返却しなさいと。ですから、就農して継続していくことのできないのであれば返せということになりましたので、よろしくお願いします。

○委員長（岡田泰正君）

畑委員。

○9番（畑 武志君）

平成28年度までは、平成29年度からそういうふうになったと。このように解釈しときます。

平成28年度までに、恐らく最初は来られた方は意気込んで来られたと思うんです。しかし、農業の実態といたら、そんなに甘くありません。農家の実態なんて、そんなに甘くありませんよ。やって初めて気づいて、これはあかんということで帰ったんか。それとも、悪う考えたら計画的にやったんかと。このどちらかなんですよ。私はそんな計画的なんて思えませんよ。

だけど、先ほど言うたように甘くないから、とてもやってないということで、放棄して逃げたと、逃げたいうたら言葉悪いです。多分それなんです。だから、平成29年度から、やはり課長、これだけははっきり、もちろんそのときに、今はこういう制度になっているから、ちゃんと抑えていただいていると思うんですけど、いかに和束町が持っていないなくても、これはやっぱり大変大事なことなんです。これだけ一つ抑えておいてください。

○委員長（岡田泰正君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

そのとおりでございます。現に、この今の農業次世代人材の関係での制度を説明をさせていただいた段で、今まではその返さんでもええというような話があったでしょうけども、平成29年以降の申請につきましては、当然、事業の説明するときにはですね、返済しなければならないと、これは重要事項ではございますので、当事者の方にお話させていただいているというところでございます。

先ほどありました現在はこの話、今年度にはなりますけど、今年度支給させていただくのは、個人さん1名、150万円が1名、それから夫婦型225万円2組ということで、ご夫婦で和東町に在住で頑張ってくださいですので、ご理解よろしくお願いたします。

○委員長（岡田泰正君）

畑委員。

○9番（畑 武志君）

私は、それを望みます。みんなが、皆さんがそんな方ばかりやないと思うんですよ、今は。だけど、やっぱり農家を守って、農地を守っていただくということで、これは望みます。この点、よろしくお願いたします。

それから、もう一つ、最近、その水田でフェンスをよく張っておられます。ところが、高齢化等々でフェンス張ったときはお米作っててんけどもやめたという農家がだんだんだんだん増えております。今、困っているのは、そのフェンスの管理をされていないから、フェンスが穴開いたと、そこの責任の下に入ってきたと、シシですね。そういう苦情がよく来てやね、せっかくフェンス張りながらやられたということが、放棄地、もう米を作っていないからもうやめましたというようなことじゃないと思うんです。補助金もらっている以上は。だけど、70近くなって米作れなんて、それは無理なところもございませう。

そこで、何とか方法ないのかと、このように思うんです。課長いかがですか。

○委員長（岡田泰正君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

お答えさせていただきます。

今、柵、今、和東町内で柵と電柵、それから複合柵、それからメッシュですね。いう形で農家の皆様のご要望にお応えさせていただいております。これにつきましては、有害鳥獣対策協議会が申請しております、和東町ではなくて、直接、有害鳥獣対策協議会に入ってきております。

平成28年までは、割と厳しく隣班というんでしょうか。つながってなければ、補助金、団体でひとまとまりにならないと補助金出さないということだったんですけど、ちょっと京都府のほうが緩めてきまして、町の集落で歩いて、若干離れてぐらいなら大丈夫だということで、また、申請が増えてきました。平成27年ぐらいまでは、割と落ち着いてきてあったんですけど、ちょっと企画というんですか、採択要件が緩くなりまして、増えてきたということになったんですけど、和東町としては、当然、柵をする分については、やはり有害ですね、対策としては必要やということで町長もおっしゃられまして、単費でも補填して行って、要望のあったもんについては採択していこうということで、今現在やらせていただいております。

今、委員がおっしゃいましたように、やはりその分、出だしといたしましては、その共同所有ということで、営農組合にお貸ししている、リースさせていただいているという状況でございます。ですから、団体で使っているという意味合いからすると、高齢になってできひんということになれば、ほかの方が一緒にとということでやっているということですので、そういった形で草刈りをしていただくとかいったものでございますし、連担でつながっている分でございますので、その部分があかんというのであれば、やはり共同で、全体責任ではございますので、そこら辺は維持管理していた

だけたらと思います。

今年の2月でしたか。集落営農推進連絡協議会で、営農組合のほうに下ろさせてい
ただいて、グリーンティのほうで適正な柵の管理についてということで、研修会をさ
せていただきました。今、言いましたように営農組合に対してお貸ししているもんで
ございますので、そのあたりの取組よろしくということで、いってはおりますけど、
また、そのあたり不適切なところがございましたら、営農組合のほうにもご連絡差し
上げまして、適正な管理するようということで、運用を図ってもらいたいなと思い
ますので、よろしくをお願いします。

○委員長（岡田泰正君）

畑委員。

○9番（畑 武志君）

今、府道、木津信楽線の郵便局のねきのほうまでも、シシが来てるんです。ここま
で来てるんですよ。もう当然、この川渡って、もう向こう行くのはもう目に見えてい
ますし、どっちから来たんか分かりませんよ。そんなことになってきましたから、こ
れはフェンスもどうしようも、やはり皆さん要望あるねんやったら、補助金、単費で
も組んで、今年組んでいただけたらと思うんですけど、単費でも組んで農地を守る。米
を守るということが、これは基本姿勢だと、このように思います。よろしくお願ひし
ます。

それから、建設事業課長、268ページの配水池の借地料23万円ですか。の金額
なんですけど、これは杣田、南、ここの正法寺の水源のことだと思うんですが、間違
いありませんか。

○委員長（岡田泰正君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

お答えさせていただきます。

23万6,000円につきましては、正法寺の上に残っています配水池が一つ。それと、府道木津信楽線沿いで、どうしても民地を通らなければならない場所が2か所ございまして、その箇所2か所、合わせて23万6,000円です。

○委員長（岡田泰正君）

畑委員。

○9番（畑 武志君）

民地を通らなくては解体にいけないということは、前、いつの水道委員会、私、水道委員会に属していたときに、何かそんな話がございました。

だけど、これ毎年毎年これぐらいの、この金額を、いわゆる借ってるところへ、お支払いすると。これを水源できたのは、昭和40年代ですか。そのぐらいになると思うんですよ。はっきり年代分らないです。そこからずっとこれ借りて、いまだに続いていて、どこまで続いていくねん、分からんと。

いつかは、これは解体しなくてはならないと思うんです。これは後世に残すことなんて、やっぱり町長無駄ですよ。解体費用がどれぐらいつくのか、それはちょっと分かりませんよ。恐らくそのときに解体費用が高つくということで、向こうの方もそれだけの年間金が入ってくるから、もうありがたいというお話も聞きました。

だけど、さっき言うたように、いついつまでもこれは後世に残していくような、町長が手つけへんかったら、次の世代、次の世代へ送っていかなん。これは何やと、一体何があっせんやろうということになると思うんです。たまたま私はこのことを知ってましたから、だから、早急に解体するにはどれぐらいつくのか分かりませんが、畑を通らなということ、多分そこでいろいろあって、通ってもうたら困るというようなこともあったようにもお聞きをしております。だから、これがそのまま残っているんだと、このように思うんですけど、いかがですか。

○委員長（岡田泰正君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

お答えさせていただきます。

私の引継ぎには、そのようなことは若干載っておりませんので、まず、統合の段階では、まだ必要であったということです。統合の段階では必要であったということです。要は、城山高区といいまして、ちょうど別所北、城山のところに、今、大きな一つ高区がありまして、その先低区というのがあるんですけども、これで中と、それから東区内を給水していると。高区のほうから別所を回して、それを柚田に上げているというのが、完成するまでは、違うルートがありましたので、これが完成、基本的いうたら、令和元年度に全てが完成しましたので、今後、これは撤去していきたいというのには思っております。

ただ、ある場所が山の一番頂上に近いところにありまして、里道しかございませんので、解体するには数千万円のお金を準備する必要がある、またあると思います。

ただ、今の簡水の財政で、先にそれをやるというのは、なかなか厳しいところがございますので、いろいろなことも含めながら、近年中には何とかしたいと。これはほかの水道施設も6施設残していますので、これも合わせて検討、今、うちでは検討の課題には挙がっております。

○委員長（岡田泰正君）

畑委員。

○9番（畑 武志君）

最後です。課長言われたように、数千万円かかるということも、前のときにお聞きしております。

だけど、この水源使わなくなってから何年になります。そこを言いたいんですよ。そんなこと高うつくから置いとくって、買ったときより、立つ鳥跡を濁さずですよ、最後は。お願いするときだけいって、ここの、その地主の方かて、恐らく、毎年入ってくるからありがたいから何も言いませんよ。

だけど、先ほど言うたように、次世代に残したらあかんでということを知りたい。
これだけです。終わります。

○委員長（岡田泰正君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

今のご意見については、重々真摯に受け止めさせていただきます。ほかの9施設も合わせて検討の中に入れさせていただきますので、よろしくお願ひします。

○委員長（岡田泰正君）

それでは、質疑を終結します。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

岡本委員。

○8番（岡本正意君）

日本共産党の岡本正意です。私は認定第1号、第3号、第5号、第6号及び第7号に反対する立場から討論を行います。

まず、認定第1号 一般会計についてです。

第1に、令和元年度は改元とともに茶畑を襲った30年ぶりの晩霜による甚大な被害があり、さらに10月には安倍政権による二度目の消費税増税が強行されるなど、住民生活と地域経済にとって、極めて厳しい年となりました。

このような中で、町行政には暮らしと地域を守り、支える役割の発揮が求められましたが、残念ながら十分な取組とは言えませんでした。

政府の消費税増税対策として、プレミアム商品券事業が実施されましたが、対象だった非課税世帯等への引き合いが、4割にも届かなかったのは、それだけ商品券を買うだけの余裕もない、暮らしが切迫している表れではないかと思ひます。

決算の結果、財調基金や福祉基金への積み増しを除いても、6,000万円を超え

る黒字となっており、町として住民生活に還元し、直接支援することは十分可能だったと考えます。

また、質疑では税や公共料金等の徴収について、活発な議論がありましたが、質疑でも述べましたように、住民が納税の義務を果たし、決められた保険料や使用料等を適切に負担することは大事なことです。問題は多くの住民の生活実態や経済状況を超えた過度な負担となっていることにあります。

税や保険料等の負担が、生活を大きく脅かしている。これが現実だと思います。

徴収努力は行政の仕事としては大事なことです、それが納税者の生活や営業を壊す結果になれば、当座の税収は確保できても、町の力は確実に疲弊していくことになります。行政がすべきことは、生活の実態を踏まえ、あらゆる制度やサービスを総動員して、住民生活を支えることであり、実態に見合った負担になるよう支援することです。

町長は、機械的な対応をせず、柔軟な対応に努力すると強調されましたが、言葉だけにならないように、強くお願いしておきたいと思います。

第2に、定住促進の取組についてですが、令和元年度においても100人を超える人口が失われ、出生数も十数人とどまりました。人口の動態や出生数については、様々な要因が働く中でのものですが、町としての真剣な自己分析が必要です。私はこの点に関連して、二つ指摘しておきたいと思います。

一つは、住宅の確保の問題です。住む場所がないことが、和東での定住の大きな足かせになっております。町は移住者向けの補助金や空家バンクの運用などで努力いただいておりますが、思ったような効果が出ていないのが、実態です。空家が増加していく中で、空家の活用自身は必要であり、取組を改善しつつ、今後も進めるべきと思います。

しかし、空家だけに依存した住宅確保にはおのずと限界があり、繰り返し要望していますように、一定数の町営住宅等の整備方針を持ち、特に、若い世代の受皿を整備

すべきです。今後、犬打トンネルの開通を控える中で、トンネル開通を定住人口の増加につなげるためにも、猶予はないと考え、真剣な検討を、この際、求めたいと思います。

二つには、子育て支援についてですが、町長が子育てに優しいまちを協調されるように、この間、医療費や教育費関係の無償化などに取り組み、令和元年度においても学童の時間延長や保育の無償化に伴う保育園の給食の無償化などの前進はありました。

しかし、町の今の現実自身は、それで満足できる状況にはなく、元年度においても、保育料の完全無償化や学童保育料の軽減、インフルエンザ予防接種の補助拡大など残された課題は十分取り組めたと思います。伊根町の取組等を見れば、共益負担においても、さらに努力できる部分がありました。経済的負担の軽減だけではなく、医療や保育などの体制や環境整備、マンパワーの充実なども含め、子ども・子育て支援計画の策定に向けてのアンケートに寄せられた子育て世代の声に、多くの課題が浮き彫りになっており、子育てに優しいまちへの歩みは、まだ途上であることを自覚していただき、さらなる充実に取り組むことが重要です。

付け加えるならば、情報発信の不十分さが、これまでの努力を十分生かせていない大きな原因であることも指摘し、今後のホームページ等の情報発信の充実に期待したいと思います。

第3に、公共交通についてです。令和元年度は、ゴルフカートの活用によるグリーンスローモビリティの試験的な運行が取り組みましたが、観光用としてはともかく、一般住民の生活の足としては、なかなか困難がある現状でありました。私は、試験運転を行う際にも、同時に他の公共交通の検討も並行して行うべきだと指摘しておりましたが、残念ながら、そのような経過は見られませんでした。

当初予算での審議でも述べましたが、令和元年度の取組は、むしろこれまでより後退したと言わざるを得ません。

第4に、茶業支援についてです。令和元年度は、先ほども言いましたように、甚大な晩霜被害に見舞われ、多くの農家経営に大きな影響を及ぼしました。それに対して、町は、晩霜被害対策として、薬品散布費用の一部について補助を行いましたが、被害の大きさに比して、町の実績は甚だ不十分だったと考えます。町としてできる施策には、おのずと限界があることは否めませんが、お茶を基幹産業として位置づけ、景観条例まで制定し、生業あつての景観を内外に発信するまちとして、果たして、現状の実績、支援が十分と言えるでしょうか。コロナ禍による連続した苦境に、現在、見舞われている中、今後の支援の在り方について、真剣な検討を、この際、求めたいと思います。

五つ目に、観光の実績です。当初予算の議論の中で、私は一度立ち止まって、住民議論と理解を深める中で、今後の方向性を考えるべきだと指摘しておりましたが、決算を迎え、その思いをさらに強めております。景観条例が7月に施行されましたが、結果として、やはりもう少し時間をかけてつくるべきだったと思いますし、様々に取り組まれた事業が、どのような効果を生んでいるのか。どういう方向に進んでいるのかも、あまり見えてまいりません。

特に、疑問を深めているのが、先ほど申しましたお茶の駅プロジェクト構想にあります。民間の大きなプロジェクトとともに、立ち上がった事業ではありますが、一向に動きがなく、1,000万円を超える補助も全く使われないうまま決算を迎えることが、この数年ずっと続いておりますのは、あまりに見通しが無いと言わざるを得ません。今、コロナ禍の中で、これまでの観光の在り方そのものが根本から問われている現状ではありますが、これを機に、一度立ち止まって今後の和東の観光の在り方を、住民の皆さんと共に考えてはいかかと思っております。

特に、町長に申し上げたいのは、先ほども少し言っておりましたが、そのときそのときの政府の気まぐれのような対策に対して、一々反応して、それに基づいた議論をしていくことは、もう少し控えられたほうが良いというふうに思います。ワーケー

ションなどのことをいっておられるというふうに思いますけれども、地に足ついた和東としては、どういう方向を目指すのかということ、この際、大いに検討いただきたいと思います。

最後に、相楽東部広域連合、とりわけ教育委員会の事務を、町の事務に戻す必要性について、最後に述べておきたいと思います。

教育委員会の町事務への移管については、これまでも繰り返し指摘をしまいいりましたけれども、今般のコロナ禍の問題を通じて、さらに、その思いを強めております。令和元年度に関して言えば、年度末に安倍総理の一声で、学校の休校が決まりました。それに対する対応や、その後の対応を考えましても、広域連合での教育委員会の運営というのは、やはり問題があると言わざるを得ません。議会として、また、町行政として大変重要な教育行政に直接関われないというのは、致命的だというふうに言わざるを得ないと思います。

広域連合が発足してから、10年以上経過しておりますけれども、これも一度立ち止まって、本当にこの時期に教育委員会という重要な機関を、広域連合と行った、そういう機関で運用を任せることが、本当にいいのかどうか。そのことについて、もう一度、再検討をいただきたいというふうに思います。この点を指摘して、一般会計決算への認定への反対とさせていただきます。

次に、認定第3号 国保会計についてです。一昨年、国保運営の都道府県化から2年目の決算となりますが、当初、府が国費投入で負担軽減になると宣伝したことごまかしが、ますます浮き彫りになっております。令和元年度は、税率の引上げは行われなかったものの、増税などの影響も受け、実質的な負担は増しており、それは徴収率の低下や滞納額の増加にも現れております。

当初予算の審議来、指摘しましたように、均等割の軽減など、真剣に負担軽減を検討し、実施すべきでした。決算では、2,000万円の財政調整基金を積み立てた上で、なお約5,000万円近い黒字を計上しており、また、全国の自治体が一般会計

からの法定外繰入れを積極的に活用し、子供の均等割軽減などを独自に行っていることから、その気になれば、町独自の負担軽減を図ることは十分可能でした。

今、コロナ禍の中で、ますます厳しい状況にあります。今回の決算も踏まえ、直ちにそういったことを検討いただきたいと思います。併せて、条例に基づく減免制度を十分に周知し生かすこと。税機構への機械的な移管をやめることを、改めて、強く要望しておきます。

また、診療所の運営については、医師の体制上の理由から、診療時間の短縮が行われてきましたが、地域医療の重要性の観点から考えれば、明らかに後退です。コロナ禍を受け、改めて身近な地域医療の役割が高まる中、総合保健施設の整備方向も見据え、医師の確保を初め、診療所体制の維持、充実に向けた真剣な検討を求めています。

以上で、反対討論といたします。

次に、認定第5号 下水道会計についてです。下水道事業については、事業の趣旨や環境面における効果などは理解できますが、その事業の普及や推進に伴う住民負担の軽減が必要不可欠であり、一貫して、その点での改善を求めています。令和元年度におきましても反映されておられません。当初予算の際にも指摘しましたが、一般会計の事業の中で、移住者向けの空家改修に対する補助制度が、昨年からは、この間スタートをしておりますが、住民に対しては、同じことをしても何の支援もないという、新しい意味での不公平、矛盾も生まれております。早期に一般対策として、補助制度を創設されることを、改めて要望し、反対討論といたします。

次に、認定第6号 介護保険会計についてです。一昨年の保険料の値上げを受けて、基準額が6,000円を超える保険料負担が重くのしかかっています。年金天引きの方は、滞納のしようがありませんけれども、ますます手取りの年金が減り、窓口払いの方は、ますます払にくい状況が拡大し、令和元年度の普通徴収の方の徴収率は82%、滞納繰越分も18%程度にとどまり、まさに負担は限界を超えています。

その一方で、決算では1,300万円を超える黒字を計上するなど、矛盾した事態を広げております。国や府により、抜本的な財政支援と軽減措置を求めるとともに、保険者として、町もできる限りの手だてを打ち、保険料引下げや独自の減免制度の創設などに取り組むことを、改めて要望し、反対討論といたします。

最後に、認定第7号 後期高齢者医療会計についてです。保険料軽減措置の段階的な廃止が強行される中、高齢者の負担はますます厳しくなっております。危惧された果てしない保険料値上げの流れが強まっており、ますますこの制度の矛盾が拡大しております。

そもそもこの制度は、年齢によって医療を差別する憲法違反の制度であり、直ちに廃止すべきものです。町として、独自の軽減策の検討や実施を求めるとともに、一日も早い制度の廃止を強く求めて、反対討論といたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○委員長（岡田泰正君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

井上委員。

○6番（井上武津男君）

認定第1号に賛成です。

それでは、私のほうから認定第1号 令和元年度和東町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論いたします。

令和元年度の決算状況について、一般会計の歳出総額を前年度と比較すると3.5%増の32億1,186万1,000円で、実質収支は6,301万8,000円の黒字となりました。徴税が、前年度と比較して、マイナス約1,370万円の減収となり、財政調整基金から3,200万円を取り崩すなど、非常に厳しい財政状況ではありましたが、和東町第4次総合計画後期基本計画に掲げる将来像、ずっと暮らしたい、活力と交流の茶源郷和東の実現を目指した様々な政策を展開されてきました。

まず、過去に例を見ない災害が全国的に頻発している中、防災マップの策定や指定避難所である体験交流センターの耐震改修工事の設計事業、架橋の点検、長寿命化事業、町道整備事業など、防災体制の整備を着実に推進され、住民の安心・安全の確保に努められてきました。

また、安心して総合的な福祉サービスが享受できる拠点として、総合保健福祉施設の整備、また、耐震補強が必要と診断された和東保育園の耐震改修工事については、住民サービスの向上や誰もが安心して生活できる環境の整備を進めると同時に、できる限り将来を担う世代へ、財政的な負担が生じることのないよう、基本計画を策定しつつ、住民や関係者の意見を聞きながら、様々な角度から検討を進められてきました。

さらに、急速に振興している少子化への対策として、小中学生の給食費の無償化に引き続き、保育園の給食費の無償化を実践するとともに、保育園や児童クラブの保育時間の延長、小学校のトイレ改修などを進め、18歳までの医療費無償化などと併せて、子育てに優しいまちづくりを、さらに拡充されています。

一方、5年目の節目を迎えた地方創生について、ゴルフカートを活用した茶園周辺観光を初めとする茶を軸とした取組を、より一層強化されるとともに、農泊を通じた修学旅行生などの受入れや、文化的景観の登録を目指した調査、空家を利用した移住・定住の促進など、住民との協働による取組を進められ、地方創生の取組を進化されています。

いよいよ、来年度に開催が迫ったワールドマスターズゲームズについて、スタートコース等の整備や、実行委員会の設立、大会実施計画の策定などの準備が本格的に始動するとともに、単なる国際大会の開催で終わることなく、大会を見据えた取組も併せて進められています。

以上、令和元年度は、本町の抱える課題に着実に対応しつつ、将来を見据えた施策を展開されました。新型コロナウイルス感染症により、生活様式や社会情勢が一転し、住民生活や行財政運営が、より厳しくなることが予想され、和東町の未来を築き上げ

ていくためには、多くの課題が立ちはだかっています。

このような困難な状況の中ではありますが、最終年度を迎える第4次総合計画に掲げるまちづくりの実現に向けた、様々な施策の締めくくりを進めるとともに、住民と行政が一体となり、新しい時代の和東を見据えた次期総合計画の策定を推進されますことを、お願い申し上げまして、令和元年度和東町一般会計歳入歳出決算について、賛成するものでございます。

委員各位の賛同を期待し、私の賛成討論といたします。

○委員長（岡田泰正君）

高山委員。

○2番（高山豊彦君）

私は、認定第3号 令和元年度和東町国民健康保険特別会計決算について、賛成の立場から討論をいたします。

国民健康保険制度は、平成30年度から都道府県も保険者に加わり、財政運営を担っており、今回はその2年目の決算となります。国民健康保険の都道府県化は、保険者として都道府県も加わることで、その運営を安定化させることが、目的とされています。本町の令和元年度の国民健康保険特別会計は、事業勘定、直診勘定合わせて、実質収支約4,860万円の黒字決算となっています。事業勘定において、主要な歳入の一つである国民健康保険税は、現年度分、滞納繰越分とも収納率は、特別な要因があるとはいえ、前年度を下回っているとのことで、地方税機構との連携を、さらに強化し、収納率の向上に努められることを期待します。

一方、給付にかかる医療費負担ですが、被保険者数、医療費とも減少していますが、その減少割合には差があり、一人当たり医療費については、依然、高い水準にあります。そのため、予防に力点を置くことが重要で、平成28年度から、特定健診の自己負担無料化や人間ドックの個人負担の軽減など、受信しやすい環境づくりに努力されており、特定健診の受診率も比較的高い水準を維持しているようです。

市町村における、こうした努力が早期に実を結び、医療費の抑制、ひいては保険税への縮減に結びつくような施策の展開を期待し、私の賛成討論といたします。

委員各位のご賛同を、よろしくお願いいたします。

○委員長（岡田泰正君）

吉田委員。

○5番（吉田哲也君）

私は、認定第5号 令和元年度和東町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論を行います。

下水道は、国民共通の社会インフラで河川などの公共用水域の水質汚濁防止や、良好な水環境を創設するためには欠かせないものであり、循環型社会を形成するためにも、最も重要な事業の一つです。

本町においても、下水道の基本的な役割である良好な水環境を創出し、住民の快適な生活環境の確保に取り組むため、限られた予算の中でコスト縮減と事業の効率化を図り、効率的で費用対効果の高い事業を行い、平成24年度に計画区域における整備率約100%を達成し、整備効果は一様に発揮しているものと判断します。

しかしながら、昨年度決算を見ますと、修繕費支出が多額になってきていることは言うまでもなく、施設の老朽化が顕著に表れてきたことは、ここ数年の決算から読み取れます。

経常的にかかる経費に合わせ、修繕費がかさむことは予算全体を圧迫するだけでなく、現行の料金収入では賄い切れないものは言うまでもなく、一般会計から繰入れが年々増額するという負の連鎖に陥っていること言わざるを得ません。

また、担当課からは、国からの指導の下、下水道事業の広域化、令和5年度に向け、公営企業会計への移行という説明を受けており、ますます下水道事業経営が厳しくなることが明確になっております。

料金改定なども視野に入れた根本的な改革は、必須となっているのですが、現状で

すが、今般のコロナ禍の中、経済活動は低迷の一途にある中、利用者負担の軽減に向けたさらなる取組を求めるところです。

本町における下水道事業の独立採算は困難であり、さらなる日々の日常管理を徹底いただくとともに、他の公共事業との関連性を十分に図りながら、コスト縮減と事業の効率化を目指し、工夫をもらした事業を執行により、水環境の改善と生活衛生の向上を図っていただきたいと思います。

下水道特別会計を客観的に判断し、多々、苦言を呈しましたが、日々の維持管理では、安定した水処理、致命的な事故もなく運営されていることなどを勘案し、また、担当課職員の運営努力に敬意を表し、私は令和元年度和東町下水道事業特別会計歳入歳出決算については、賛成するものです。

以上、委員各位の賛同を期待し、私の賛成討論といたします。

○委員長（岡田泰正君）

次の方おられませんか。

藤井委員。

○3番（藤井清隆君）

認定第7号、私は、認定第7号 令和元年度和東町後期高齢者医療特別会計決算について、賛成の立場から討論いたします。

後期高齢者医療制度は、制度創設以来12年が経過し、住民の中に定着した制度になってきています。こうした中で、令和元年度和東町後期高齢者医療特別会計決算は、歳入総額6,973万円、歳出総額は6,988万円となっており、歳入歳出差引額は、約35万円の黒字であります。収入の主なものは、保険料収入で、約4,228万円、また、歳出については後期高齢者医療広域連合への納付金のほか、被保険者を対象とした保健事業も国民健康保険と歩調を合わせて、積極的に展開されており、いずれも適正な予算執行が行われております。

今後も、対象者である高齢者に対する親切丁寧な対応とともに、保険料の徴収に当

たっては、特別徴収が原則であります。普通徴収の被保険者に対しては口座引き落としの勧奨など、被保険者の利便性の向上に努めるなど、適切な対応を図っていただくよう要望し、私の賛成討論といたします。

委員各位の賛同をお願いいたします。

○委員長（岡田泰正君）

ほかに、畑委員どうぞ。

○9番（畑 武志君）

それでは、賛成討論を行います。

私は、認定第6号 令和元年度和東町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論をいたします。

介護社会全体を支えることを目的に、介護保険制度が創設されて20年が経過し、和東町では、現在、およそ380人の方が要介護認定を受けられておられます。サービス面で見ますと、特別養護老人ホームや老人保健施設などに90名を超える方が入所され、200人以上の方がデイサービスや訪問ヘルプサービスなどの居宅介護を受けておられます。

令和元年度における保険給付費は、約5億9,000万円余りとなっており、第7期介護保険福祉計画で見込んだ給付より、3%余りの増となりますが、事業計画に基づく円滑な制度運営がなされていると判断されます。

また、平成29年度から介護予防日常生活総合事業が開始され、介護認定を受けずとも、基本チェックリストによる判定のみで生活支援サービスが利用できるようになり、生活支援サービスにかかる費用として、約1,000万円余りの額が、また、いきいき元気塾や健やかファイト教室などの介護予防事業として、およそ460万円余りの額が支出され、高齢者の自立に対する支援が一層進んだものと評価できるものでございます。

また、利用料負担の低所得者対策として、高額介護サービス費などに、約1,60

0万円、施設サービスにかかる食費・居住費の自己負担額の軽減を図る特定入所者介護サービス費に4,300万円余りが支出されており、低所得者の方でもサービス利用が困難とならないよう、適切な運用がなされています。

本町の介護保険料は、全国平均より高くはなっていますが、これは先ほど述べましたように、多くの高齢者が施設入所や在宅サービスを利用されているためで、介護が必要な方に介護サービスが十分提供されていることから、それだけ和東町の介護サービスが充実しているものと言えるものです。

今後も、一層の保険給付費の適正化を要望し、私の賛成討論といたします。お願いいたします。

○委員長（岡田泰正君）

討論を終結いたします。

これより採決いたします。

採決は1件ごとに行います。

認定第1号 令和元年度和東町一般会計歳入歳出決算について、認定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、認定第1号 令和元年度和東町一般会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

認定第2号 令和元年度和東町湯船財産区特別会計歳入歳出決算について、認定することに賛成の方はご起立願います。

起立全員です。

したがって、認定第2号 令和元年度和東町湯船財産区特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

認定第3号 令和元年度和東町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、認定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、認定第3号 令和元年度和東町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

認定第4号 令和元年度和東町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について、認定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、認定第4号 令和元年度和東町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

認定第5号 令和元年度和東町下水道事業特別会計歳入歳出決算について、認定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、認定第5号 令和元年度和東町下水道事業特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

認定第6号 令和元年度和東町介護保険特別会計歳入歳出決算について、認定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、認定第6号 令和元年度和東町介護保険特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

認定第7号 令和元年度和東町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、認定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、認定第7号 令和元年度和東町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

以上で、本特別委員会に付託されました議案の審査は、全て終了いたしました。

委員会審査報告書の作成につきましては、委員長に一任いただけるよう、お願いい

たします。

これをもって、決算特別委員会を閉会いたします。

なお、議長から報告があり、来る９月２４日、午前９時３０分より定例会が本議場で再開されますので、ご参集くださるよう通知いたします。

本日は、大変ご苦労さまでございました。

午後 ４時 １ ９ 分 閉会

令和 2 年 11 月 24 日

決算特別委員会委員長 岡田 泰正